

「マイナンバー制度及び 国と地方のデジタル基盤の 抜本的な改善に向けて」 検討資料

デジタル・ガバメント閣僚会議
マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤
抜本改善ワーキンググループ報告
(2020年12月11日)

なぜ「普及・利用拡大」ではなく「抜本的な改善」か

マイナンバー制度が使えない制度であることを認め抜本的改善を目指す

「骨太の方針(経済財政運営と改革の基本方針)2020」(2020年7月17日閣議決定)

※国はマイナンバー制度の違憲差止訴訟では、番号制度により行政運営の効率化や公正な給付と負担の確保や国民の利便性の向上に資することは明らかだ、と主張してきたが……

「今回の感染症対応において、マイナンバーシステムをはじめ行政の情報システムが国民が**安心して簡単に利用する視点で十分に構築されていなかった**ことや、国・地方自治体を通じて情報システムや業務プロセスがバラバラで、地域・組織間で横断的にデータも十分に活用できないなど、様々な課題が明らかになった」(15頁)

「デジタル・ガバメントの基盤となるマイナンバー制度について、行政手続きをオンラインで完結させることを大原則として、**国民にとって使い勝手の良いものに作り変えるため、抜本的な対策を講ずる**」(16頁)

市民のマイナンバー拒否と、制度設計の誤りが、政府を「背水の陣」に追い込でいた

2019年(平成30年)2月16日(土曜日) 13版

マイナンバー、保険証活用へ普及遅れで「背水の陣」

菅氏「今年1年が勝負に」

政府が定めるマイナンバーカードの普及率

2021年3月から健康保険証として利用可能に

カードを使った買い物に国からポイントを付与

カードでの個人認証をスマホでも全面的に可能に

自治体でカードを取得する際の手続きを簡便化

金融サービスなど民間にも利用を推奨

カードを使い印鑑登録証明書などをコンビニで受け取れる自治体を拡大

菅氏は16日の閣議後、記者団に「今年1年が勝負に」と述べ、マイナンバーカードの普及を促す。菅氏は「今年1年が勝負に」と述べ、マイナンバーカードの普及を促す。菅氏は「今年1年が勝負に」と述べ、マイナンバーカードの普及を促す。



◆2019年2月15日第3回デジタル・ガバメント閣僚会議で菅官房長官が、 ⇒ マイナンバーカードの普及策やマイナンバーの利活用促進策の検討を指示

◆2019年6月4日第4回デジタル・ガバメント閣僚会議 「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」

- ・自治体ポイントの活用(マイナポイントへ)
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用
- ・令和4年度中にほとんどの住民のカード保有に向け、市区町村に「交付円滑化計画」策定
- ・マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大
- ・「マイナンバーは安全」の積極的な広報展開

2020年6月「抜本改善WG」設置＝普及・拡大から再構築へ

マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ

概要

- 6月23日、デジタル・ガバメント閣僚会議の下に、官房長官の指示により設置。
- 「今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、緊急時の迅速・確実な給付の実現など、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善を図る」ことを目的とする。
- 6月30日、第2回会議において、「課題の整理」を取りまとめ、9月25日、第3回会議において討議を実施したところ。
- 年末までに新たな工程表を策定するとともに、できる限り前倒しで取り組むこととし、速やかな実現を図ることとされている。

検討課題

- 1 マイナンバーカードの利便性の抜本的向上
- 2 マイナンバーカードの取得促進
- 3 マイナンバー制度の利活用範囲の拡大
- 4 国と地方を通じたデジタル基盤の構築(情報システムの統一・標準化、クラウド活用の促進等)
- 5 マイナンバー制度及びデジタル・ガバメントに係る体制の抜本的強化

【WG有識者構成員】

安宅和人 慶應義塾大学環境情報学部教授／ヤフー株式会社CSO
 太田直樹 株式会社New Stories代表取締役
 楠正憲 Japan Digital Design株式会社CTO
 齋藤洋平 フューチャー株式会社取締役CTO
 庄司昌彦 武蔵大学社会学部教授
 森信茂樹 東京財団政策研究所研究主幹

「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて」 全体構成

I 目標とするデジタル政府・デジタル社会の姿

II 33の課題を解決するための取組方針

1. マイナンバー関連システム整備

1. マイナンバー関連システム(マイナンバー管理システム、マイナポータル等)、住基ネット、自治体システム群の政府関係システムを含めたトータルデザイン、2. 民間との相互連携の強化(API利用の促進)・官民接続基盤の整備(携帯会社、会計ソフト、金融機関等)・民間の顧客サービスにマイナンバー制度が活用しやすいシステムの構築、3. マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化、4. マイナンバーカード取得者の増加に伴うマイナポータル認証機能やカード生産・管理体制の強化、5. 24時間365日安定稼働できる仕組み、6. オンラインによる手続の完結、即日給付、オンライン手続における「世帯」の扱い、多様な住民サービス等に対応したシステム環境整備、7. 海外でも利用可能となるようにマイナンバーカードへの日本国政府、西暦、ローマ字の表記

2. マイナンバーの利活用の促進

1. マイナポータルをハブとしたデジタル・セーフティネット構築(民間情報と電子申請等の連携、税(所得情報)と社会保障の連携等)の検討
2. 多様なセーフティネット: 児童手当等の情報連携等の改善の検討、3. 金融: 公金受取口座、複数口座の管理や相続等の利便向上、ATMによる口座振込(マネロン対策・特殊詐欺対策)、預貯金付番の在り方の検討、4. 教育: 学校健診データの活用、GIGAスクールにおける認証手段等の検討、5. 固定資産課税台帳とその他の土地に関する各種台帳等の情報連携等の検討

3. マイナンバーカードの機能強化

1. マイナポータルなどのUX(ユーザー・エクスペリエンス)・UI(ユーザー・インターフェース)の最適化、2. カード機能(公的個人認証サービス)の抜本的改善(スマートフォンへの搭載、クラウド利用、レベルに応じた認証、民間IDとの紐づけ等) 3. 生体認証などの暗証番号に依存しない認証の仕組みの検討 4. 本人同意に基づく基本4情報等の提供の検討 5. 各種免許・国家資格等: 運転免許証その他の国家資格証のデジタル化、在留カードとの一体化、クラウドを活用した共通基盤等の検討

4. カードの発行促進と地方自治体における業務システム整備

1. 未取得者へのQRコード付きのマイナンバーカード申請書の送付とオンライン申請の勧奨 2. 市町村国保や後期高齢者医療制度等の健康保険証更新時のカード申請書の同時送付等 3. カードの発行・更新等が可能な場所(申請サポートを含む。)の充実(郵便局・金融機関、コンビニエンスストア、病院、学校、運転免許センター、携帯会社等 4. マイナポイント、行政手続の優先処理などインセンティブとの有効な組み合わせ 5. 国と地方の申請受付システム等の一元化や国と地方の役割分担の見直しの検討 6. 自治体の業務システムの統一・標準化の加速策 7. デジタル・ガバメントに係る新規施策の先進自治体等を通じた実証と段階的な展開

5. デジタル化に関する制度

1. 国・地方のデジタル基盤構築とIT戦略推進体制の強化・IT人材採用の増強 2. 国の情報システム関係予算・調達等の一元化の加速化、地方を含めた検討 3. 情報セキュリティや個人情報保護の強化・ルールの標準化 4. 読み仮名の法制化の検討 5. システムリスク管理の強化(リリースプロセスの確立、品質管理の強化等) 6. 国民のデジタル活用度に応じた多様な手段(地域の支援体制、オンライン処理等)の確保 7. 民間利用の拡大(マイナポイントの官民連携、民間サービスとの連結等)

6. データの利活用とコスト管理

1. クラウドやオープン・イノベーションの活用、システムの内製化等によるコストパフォーマンスの実現 2. マイナンバーカードを活用した自治体と住民による情報の相互活用(健診等情報、電力使用量等) 3. 病床管理、感染症情報、災害情報等の全国のリアルタイムの情報基盤の整備と公的な数量データのFAX等の利用の見直し

抜本改善WGの33項目検討課題と次期国会での法改正予定

次期通常国会における法改正・主な内容（見込み）について

第3回マイナンバー制度及び
国と地方のデジタル基盤抜本改善WG
(令和2年9月25日)

WGの検討課題

- ◆ 国・地方のデジタル基盤構築とIT戦略推進体制の強化・IT人材採用の増強
- ◆ 情報セキュリティや個人情報保護の強化・ルールの標準
- ◆ 多様なセーフティネット：児童手当、生活保護等の情報連携等の改善の検討
- ◆ 金融：公金受取口座、複数口座の管理や相続等の利便向上、ATMによる口座振込（マネロン対策・特殊詐欺対策）、預貯金付番の在り方の検討
- ◆ 固定資産課税台帳とその他の土地に関する各種台帳等の情報連携等の検討
- ◆ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化（J-LISの体制強化、専門性向上、国の関与等）
- ◆ マイナンバーカードの発行・更新等が可能な場所（申請サポートを含む。）の充実（郵便局・金融機関、コンビニ、病院、学校、運転免許センター、携帯会社等）
- ◆ 自治体の業務システムの統一・標準化の加速策
- ◆ 国民のデジタル活用度に応じた多様な手段（地域の支援体制、オンライン処理等）の確保

次期通常国会における法改正・主な内容（見込み）

- **IT基本法等関連法制の改正**
 - ・デジタル化推進目的等の強化
 - ・デジタル庁の新設 など
- **個人情報保護法等の改正**
 - ・個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の統合及び個人情報保護委員会への所管の一元化 など
- **番号法等の改正**
 - ・番号を利用する事務、情報連携を行う事務や照会・提供する情報の追加 など
- **法制上の措置**
 - ・公金受取口座の設定 ・相続・災害時の口座所在確認サービスの実現
 - ・預貯金付番の実効性の確保 など
- **不動産登記法等の改正**
 - ・所有者不明土地対策 など
- **番号法等の改正**
 - ・J-LISに対するマイナンバーカードの発行・運営についての国による目標設定・計画認可等を導入 など
- **郵便局事務取扱法の改正**
 - ・郵便局においてマイナンバーカードの電子証明書関連事務を実施できるようにする など
- **法制上の措置**
 - ・自治体の基幹系システムを移行期間内に国が定める基準に適合させることを義務付け など
- **法制上の措置**
 - ・高齢者等のデジタル活用への支援

1. マイナンバー関連システム整備

1.1 マイナンバー関連システム(マイナンバー管理システム、マイナポータル等)、住基ネット、自治体システム群の政府関係システムを含めたトータルデザイン

①2022年までに速やかに着手すべき施策:

(ア)「(仮称)自治体等共通SaaS基盤」の構築

自治体等が突発的な事務に対応できる汎用システムである

給付金迅速化に必要な機能※を、「(仮称)Gov-Cloud」上に整備

※給付金事務などを簡便に実装できる開発基盤機能

マイナポータルの申請受付データ取得

情報提供ネットワークシステムからの自己情報取得

住民基本台帳ネットワークシステムからの本人確認情報取得

申請の補正等に係る住民との双方向メッセージング

市区町村をはじめとする行政機関等の接続機能

主要クラウドサービスと連携できる政府・自治体職員の認証機能

国と地方の事務に関する最新の通達やQAを閲覧でき、照会等をWeb 上で行える機能

給付金の迅速な給付ができない理由が、マイナンバーと口座情報のひも付けではないということ

(イ)「(仮称)Gov-Cloud」の整備

政府情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス(IaaS、PaaS、SaaS)の利用環境(「(仮称)Gov-Cloud」)を整備

SaaS(Software as a Service)＝クラウドサーバーにあるソフトをインターネット経由でユーザーが利用

PaaS(Platform as a Service)＝ソフトが稼働するハードやOSをネット上で提供しユーザーがソフト開発

IaaS(Infrastructure as a Service)＝サーバーやネットワークなどのインフラを提供しユーザーが選択

独立行政法人、地方公共団体、準公共分野(医療、教育、防災等)等も、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けて、具体的な対応方策や課題等について検討

自治体クラウドで発生した事故事例

ポイント③：昨今の重大インシデントを踏まえた対策強化

(2) 「Jip-Base」で発生した障害を踏まえた再発防止策

発生した事案

- ✓ 昨年12月4日、日本電子計算株式会社が提供する地方公共団体向けクラウドサービス「Jip-Base」に障害が発生し、全国53団体453システムに影響を与え、その一部については、要介護認定、各種証明書の発行、ホームページの閲覧等に長期間の支障が発生
- ✓ 障害原因は、①不具合の発生したストレージを利用していたシステムが利用不可になったこと、②一部データにアクセスできない状態が生じたこと、③一部のバックアップデータの取得不備
- ✓ 地方公共団体側の課題として、重要なシステムが重要度の低いシステムと同じサービスレベルで構築されていること、契約書に必要な事項が記載されていないこと等について有識者から指摘

再発防止策の概要

- ① 地方公共団体への助言
 - ✓ 地方公共団体に対し、システムに求められるサービスレベルを十分に検討の上、バックアップを含め、必要なサービスレベルを保証させる契約締結の実施等を助言
 - ② クラウドサービス事業者への対応
 - ✓ 地方公共団体を対象にクラウドサービスを展開する主な事業者に対し、自治体と同様の要請
- ①②を通じて、必要なサービスレベルについて、地方公共団体及びクラウドサービス事業者間の共通認識を醸成し、その内容を盛り込んだ契約の締結を促進**
- ※ 今後、地方公共団体がクラウドサービスを安全に利用するための留意事項を整理し、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定時に反映

【「自治体情報セキュリティ対策の見直しのポイント」(2020年5月地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会)】

1. マイナンバー関連システム整備

1.1 マイナンバー関連システム(マイナンバー管理システム、マイナポータル等)、住基ネット、自治体システム群の政府関係システムを含めたトータルデザイン

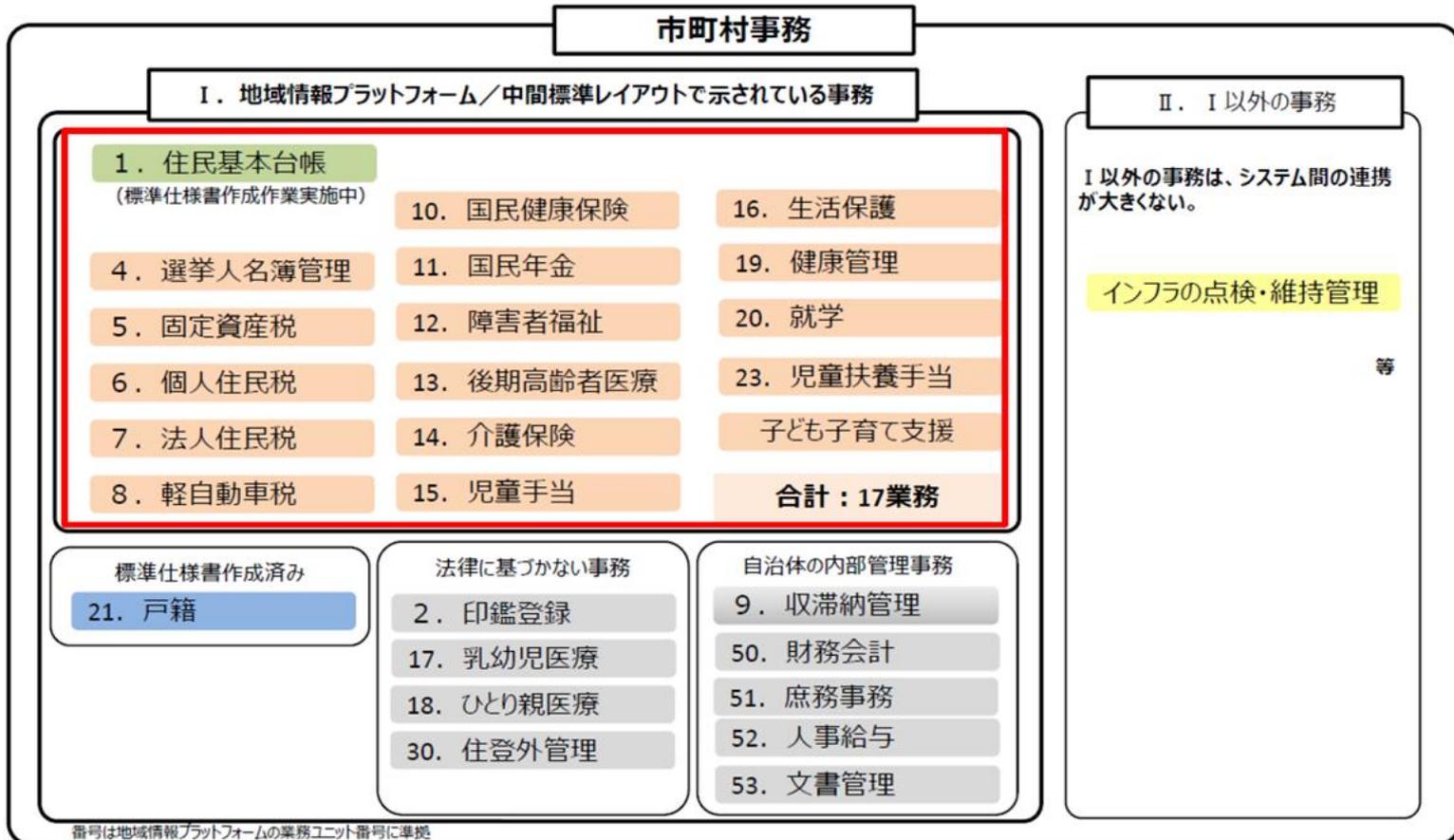
②2025年へ向けたシステム・ネットワークのトータルデザイン(あるべき姿)

(ア)自治体の業務システムの標準化・共通化・「(仮称)Gov-Cloud」活用

- ・住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要17業務(基幹系システム)の標準仕様を、デジタル庁策定の基本方針と調整の下、関係府省において作成。各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを自治体が利用
- ・標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を2021年通常国会に提出。国は移行経費等を支援
- ・制度改正に係るシステム改修に要する費用を大幅に削減

システムを同じにして情報共有を容易にするナライ

自治体業務システムの標準化・共通化
(IT総合戦略本部デジタル・ガバメント分科会第11回資料3 2020.3.17)



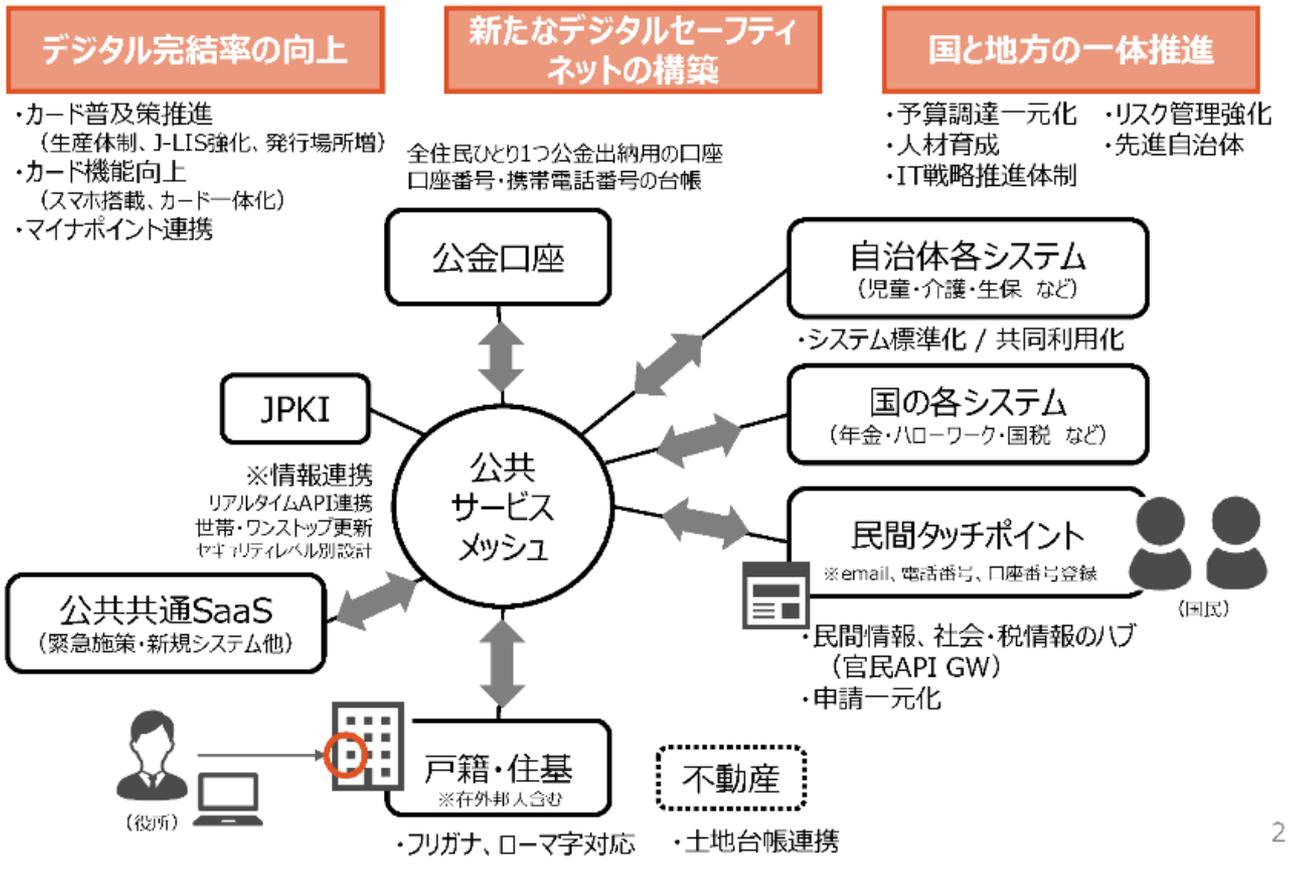
1. マイナンバー関連システム整備

1.1 マイナンバー関連システム(マイナンバー管理システム、マイナポータル等)、住基ネット、自治体システム群の政府関係システムを含めたトータルデザイン

(イ)情報連携基盤(「公共サービスメッシュ」)の構築

- ・行政機関間における情報連携の徹底。そのためデータの照会・提供だけでなく、プッシュ通知、更新を行うことができ、庁内連携・団体間連携・民間との対外接続に一貫した設計で対応できる仕組みを構築
- ・中間サーバー等を介在させずにリアルタイムでシステム間のAPI連携ができる、柔軟かつ簡素な構成
- ・濫用や漏えい、プライバシー侵害が発生しないよう、システムは今後、データベースの分散管理とアクセスコントロールを前提に、新たな手法に転換

国と地方の真のデジタル化に向けて目指すべき姿 (2025年)



「報告」末尾の
有識者提出資料

1. マイナンバー関連システム整備

1.1 マイナンバー関連システム(マイナンバー管理システム、マイナポータル等)、住基ネット、自治体システム群の政府関係システムを含めたトータルデザイン

(イ)情報連携基盤(「公共サービスメッシュ」)の構築

- a 社会保障・税・災害の3分野以外におけるマイナンバーを利用した情報連携の検討・実施
- b 行政事務全般(治安、外交等を除く)における機関別符号のみを利用した情報連携の検討・実施
- c 情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークシステムにおけるプッシュ通知の検討・実施
- d マイナンバー制度における情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直しの検討・実施
⇒2. 2③～⑥に記載)

(ウ)利便性の高い国民・民間事業者向けポータルサイト等の構築(「民間タッチポイント」)

- a 申請受付システムの整理及びUX・UIの改善(⇒3. 1①)
- b APIシステム(「官民APIGW」)の構築及び利便性の向上(⇒4. 5③)

(エ)システムのクラウド化と連動したネットワーク構造の抜本的な見直し

a ガバメントネットワーク整備プロジェクト

国においては、2020年度に新たに、高速・大容量・安価なネットワークを構築、政府共通ネットワークは廃止

各府省は、自府省の2022年度以降のネットワーク環境の更改等を契機にモデルとなるネットワークに統合することを原則として検討を行う

1. マイナンバー関連システム整備

1.2 民間との相互連携の強化(API利用の促進)・官民接続基盤の整備(携帯会社、会計ソフト、金融機関等)・民間の顧客サービスにマイナンバー制度が活用しやすいシステムの構築

・オープンデータ等を提供する各種APIの開発・提供の推進。公費で作られたデータは原則として民間に提供していくオープンバイデフォルト原則に基づき、システムの新規整備・更改の際に原則としてAPIの公開又は提供

・「APIカタログ」の整備。API又はAPI情報の提供方法を標準化し、「API カタログ」を整備し、2022 年度早期に公開

※API(Application Programming Interface) =ソフトウェアに外部システムとやりとりする窓口を作り、外部アプリと連携

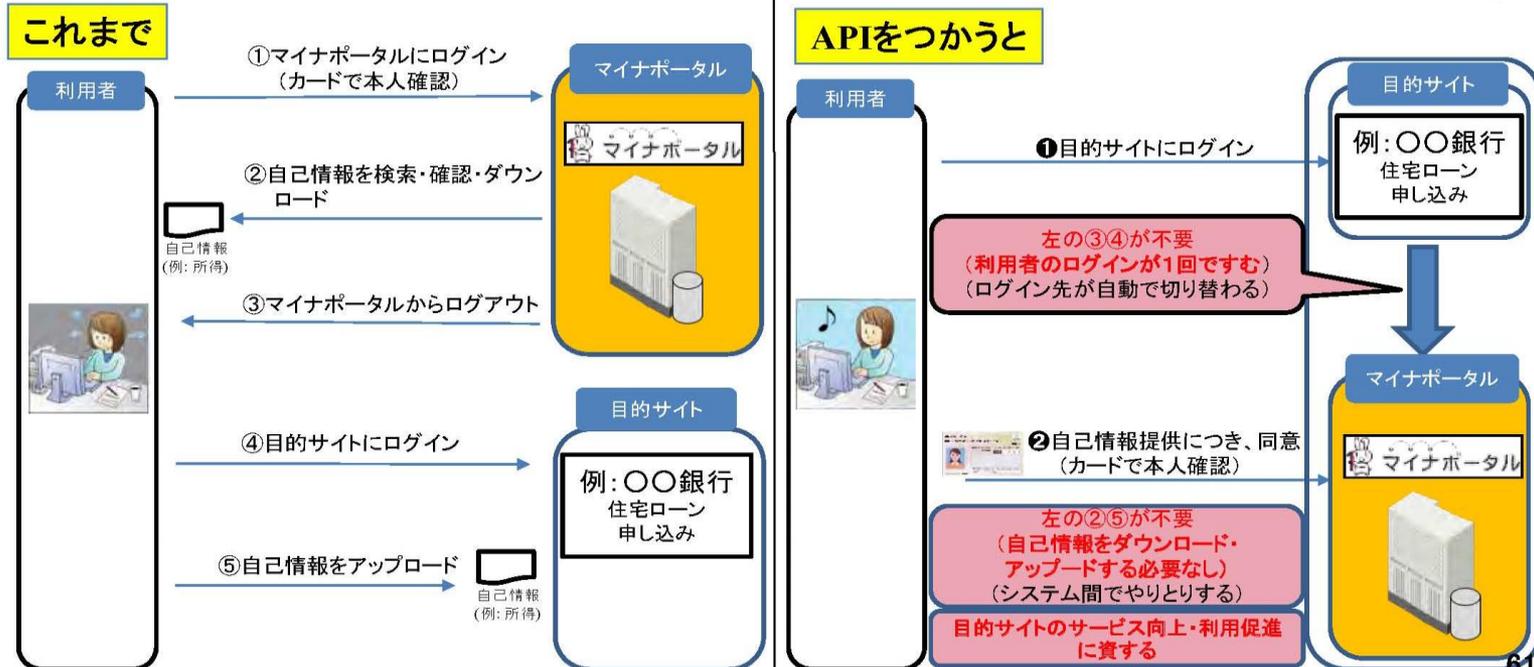
マイナポータル「自己情報取得API」の提供開始について

マイナンバー
概要資料
2020年5月版
(内閣府・
内閣官房)

- マイナポータルは、政府が運営するWebサービス。国民一人ひとりのポータルサイトとして、様々なサービスを提供。その一つに、「行政機関等が保有する自己情報を確認できるサービス」がある。
- 今般、国民が負担なく、自己情報の確認のみならず、提供まで行えるよう、機能を拡充し、「自己情報取得API」として、提供。
- 民間事業者や国・地方公共団体など、様々なWebサービス提供者は、このAPIを活用しマイナポータルと連携することにより、自らのWebサービス利用者の自己情報を、利用者に負担をかけることなく取得することが可能となる。

本来個人情報保護のためのマイナポータルを、情報提供のために利用。

APIの利用が、再構築全体の一つの要。

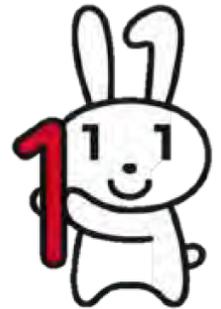


マイナポータルからAPIにより民間提供可能な特定個人情報

マイナンバーの利用範囲 (個人番号利用事務(法別表第一(第9条関係))

マイナンバー概要資料
2020年5月版より

社会 保障 分野	年金分野	<p><u>⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 <p>等</p>
	労働分野	<p><u>⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 <p>等</p>
	福祉・医療・その他分野	<p><u>⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 <p>等</p>
税分野	<p><u>⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</u></p>	
災害対策 分野	<p><u>⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。</u></p> <p><u>⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。</u></p>	



上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって**地方公共団体が条例で定める事務**に利用。

1.3 マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化

(J-LISの体制強化、専門性向上、国の関与等)

◆地方公共団体情報システム機構(J-LIS)の事実上の国管理化

- ・地方公共団体情報システム機構(J-LIS)を新たな法人形態である国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換し、**デジタル庁と総務省で共管**。改正法案を**2021年通常国会に提出**
- ・代表者会議に国の選定する者を加え、理事長任免の国の認可など、国のガバナンスを抜本的に強化
- ・マイナンバーカード発行や公的個人認証サービス事業に、デジタル大臣・総務大臣による目標設定・計画認可
- ・目標等実施に国が改善措置命令、違反の場合は理事長解任など法律上国の責任及び関与を明確化
- ・J-LISのシステムは、マイナンバー関係事務、LGWAN、住基ネットも含めトータルデザインの下抜本的な見直し

◆地方公共団体情報システム機構(J-LIS)とは

- ・2014年4月地方共同法人として設立。地方自治体の代表者会議により運営
- ・住民情報を集中管理
- 住基ネットの全国センター、住民票コードからマイナンバー生成、マイナンバーカード発行と管理システム
- 公的個人認証サービスセンター、自治体中間サーバー・プラットフォーム設置(全住民情報を管理)
- 証明書コンビニ交付のセンター、総合行政ネットワーク(LGWAN)の運用
- ・2017年にJ-LIS法改正

カード交付トラブル受け総務大臣の監督権限強化。機構保存本人確認情報のJ-LISによる利用を総務省令で可能に

◆地方共同法人であることは、国民総背番号制ではない一つの論拠だった

「住民基本台帳ネットワークシステムが**地方公共団体共同の分散分権的システムでありまして、国が管理するシステムではなく**、また、保有される本人確認情報は氏名、住所、性別、生年月日の四情報、住民票コード及び付随情報のみであり、さまざまな個人情報を一元的に収集管理することを認めない仕組みとなっております。したがって、国民に付した番号のもとに**国があらゆる個人情報を一元的に収集管理するという国民総背番号制とは異なるもの**と考えております。」(住基ネット新設の住基法改正を審議した1999年6月10日第145国会衆議院地行委 小淵首相答弁)

※当時は住基ネット全国センターは財団法人地方自治情報センター(J-LISの前身)に

1. マイナンバー関連システム整備

1.4 マイナンバーカード取得者の増加に伴うマイナポータル認証機能やカード生産・管理体制の強化

- ・マイナンバーカード生産・管理体制の強化
- ・マイナポータルの認証機能等の強化

1. マイナンバー関連システム整備

1.5 24時間365日安定稼働できる仕組み

- ・自己情報取得APIの原則24時間365日対応のための機能強化
- ・本人同意を前提に、各種の住民データを民間事業者等に提供するマイナポータルの自己情報取得APIについては、2021年度に、取得要求に原則24時間365日対応できるよう、関連システムの機能強化

1. マイナンバー関連システム整備

1.6 オンラインによる手続の完結、即日給付、オンライン手続における「世帯」の扱い、多様な住民サービス等に対応したシステム環境整備

①オンラインによる手続の完結、即日給付の実現等のためのシステム等の整備

2022年までに、公金受取口座の登録・利用の仕組みの創設、「(仮称)自治体等共通SaaS」の構築、マイナポータルのUX・UIの抜本的改善により、緊急時給付金のオンラインによる手続の完結、即日給付のシステム環境を構築

②オンライン手続における「世帯」の扱いの整理 ←重要

制度により内容が異なる「世帯」については、情報連携においては別の名称やコード等を付することにより、円滑に情報連携できるようにする。

③多様な住民サービス等に対応したシステム環境整備

(ア)申請受付システムの整理及びUX・UIの改善(⇒3. 1①)

(イ) API システム(「官民APIGW」)の構築及び利便性の向上(⇒4. 5③)

1. マイナンバー関連システム整備

1.7 海外でも利用可能となるようにマイナンバーカードへの日本国政府、西暦、ローマ字の表記

2.1 マイナポータルをハブとしたデジタル・セーフティネット構築 (民間情報と電子申請等の連携、税(所得情報)と社会保障の連携等)の検討

マイナポータルをAPIを利用して官民の情報連携に活用

- ・行政機関のみならず民間事業者の様々なWebサイト等は、APIを利用してマイナポータルと連携することで、様々な情報の取得や提出等を、オンラインで容易かつ確実に行うことが可能
- ・マイナポータルは、デジタル政府・デジタル社会において、個人、官、民をつなぐ「情報ハブ」として、極めて重要な役割を果たす

① 年末調整・確定申告における自動入力の実現

- ・2020年10月以降、添付書類のデータを一括取得し、自動入力。民間事業者等がマイナポータルと連携
- ・確定申告データについてはe-Taxにつなげ、記入済み申告制度と同様、簡易に申告できるサービスを実施

② ふるさと納税に係る寄附金控除手続における自動入力の実現

- ・2021年度以降に、ふるさと納税の寄附金控除の確定申告手続において、必要なデータを取得し、自動入力
- ・指定寄附仲介事業者がマイナポータルと連携

③ iDeCo手続のオンライン化・デジタル化

- ・2021年1月開始の加入手続のオンライン化に当たり、申込窓口となる金融機関等(運営管理機関)に対し、自己情報取得APIを活用した基礎年金番号の自動入力を積極的に推奨
- ・国民年金基金連合会において、マイナンバーを利用した加入手続のオンライン化を2022年度中に実現できるよう、必要な検討

④ マイナポータルから取得できるデータの拡大

- ・働き方改革やITの普及に伴い増加するフリーランス等の契約情報のマイナポータルへの登録や、収入情報を仲介プラットフォーム経由で入手する仕組みについても併せて検討

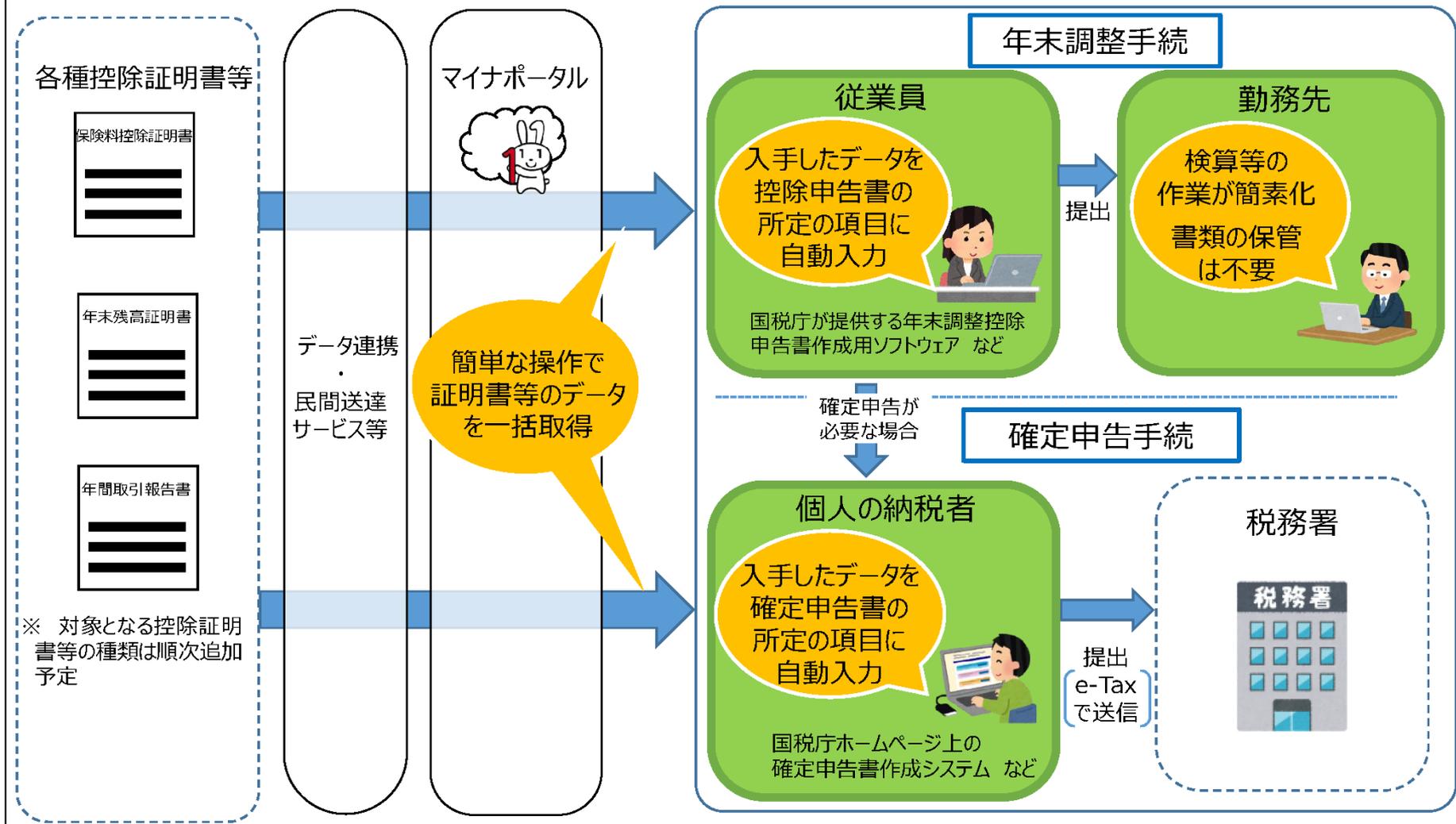
⑤ 民間事業者のデジタル化対応の加速化

⑥ クラウドを活用した新しいデータ授受策活用の検討

- ・マイナポータルの各種API(自己情報取得API、民間送達サービス情報取得API、お知らせ情報取得APIなど)を活用する方法以外の方法として、クラウドを活用した新しいデータ授受策を活用する方法についても検討

マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化のイメージ

(年末調整は令和2年10月から、所得税確定申告は令和3年1月から、順次開始予定)



国税庁サイト「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化」より

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm>

「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化のイメージ」

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/pdf/mynapo_gaiyo.pdf

2. マイナンバーの利活用の促進

2.2 多様なセーフティネット：児童手当等の情報連携等の改善の検討

情報提供NWSが想定したほど使われない現実の改善と、当初予定していた利用拡大へ

①既に情報連携が開始されている事務（児童手当、生活保護など）における徹底

2022年度までに、各事務において、情報連携を実施していない地方公共団体の原因分析等を行い、必要な措置を講じ、実施を徹底

②マイナンバー法上は情報連携が可能だが、未だ開始していない事務における対応

2024年度までに情報連携を開始するため、情報連携が必要となる各事務について、省令改正やシステム改修などの対応を行い、準備が整った事務から順次必要な措置を講じる。

③分散管理を前提とした社会保障・税・災害以外のマイナンバーを利用した情報連携の検討

④行政事務全般（治安、外交等を除く）における機関別符号のみを利用した情報連携の検討

⑤情報提供ネットワークシステム及び住基ネットにおけるプッシュ通知の検討・実施

⑥マイナンバー制度における情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直しの検討・実施

⑦制度改正から情報連携開始までの期間の短縮

- ・2022年度までに、データ標準レイアウト改版について、年1回ではなくその他の時期においても可能な限り改版対応ができるよう、検討を行い、必要な措置を講じる

⑧療育手帳の交付事務などにおけるマイナンバーの利用・情報連携

- ・2020年度中に結論を得て必要な措置を講じ、2022年度までに情報連携の対象とする

- ・法令に根拠のない外国人生活保護事務のマイナンバー利用・情報連携について、2020年度中に独自利用事務としての利用・情報連携を行っていない自治体の実態を調査した上で必要な措置を講じ、2023年度までに実施

利用は年金関係事務が中心(日本年金機構は2019年7月から情報連携利用開始)

情報連携の現状

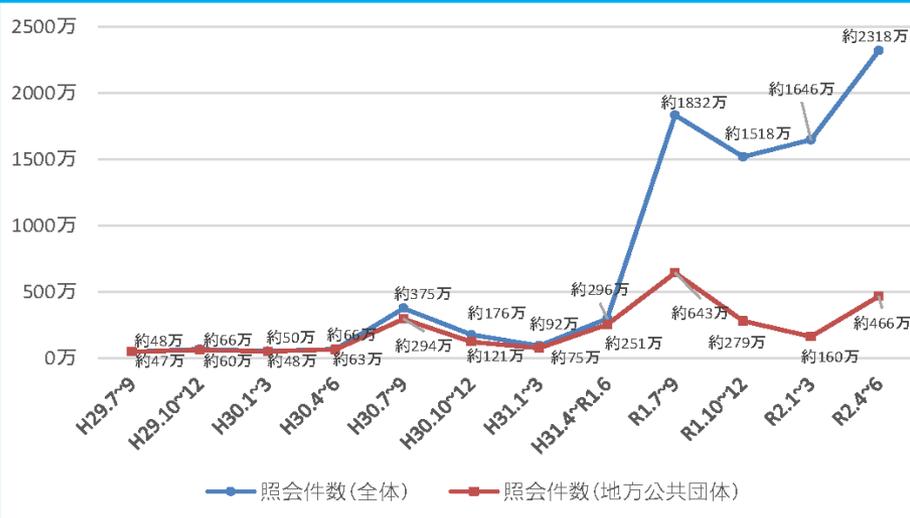
✓ 情報照会・提供件数

平成29年7月18日から令和2年7月9日までの情報照会・提供件数

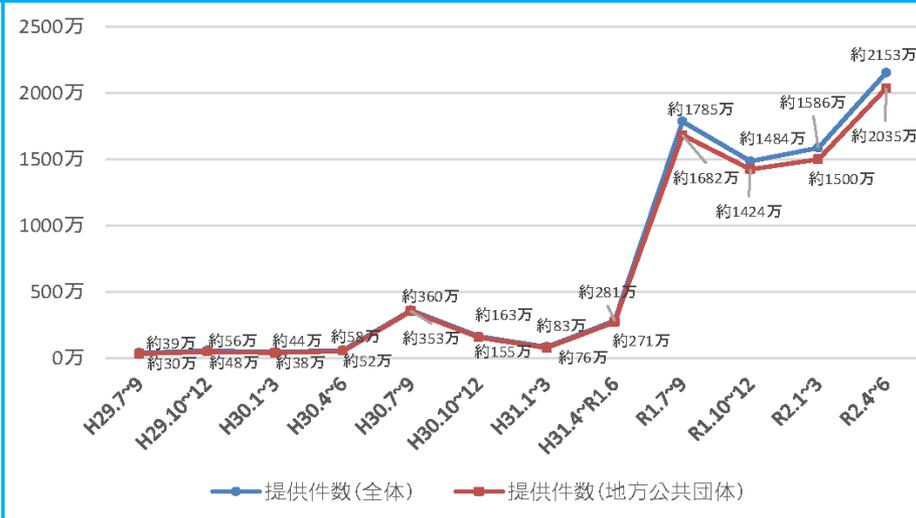
情報照会件数：96,248,539件（うち地方公共団体の情報照会件数：26,511,161件）

情報提供件数：92,062,771件（うち地方公共団体の情報提供件数：87,348,438件）

《四半期ごとの情報照会件数》



《四半期ごとの情報提供件数》



✓ 照会・提供されている主な手続・特定個人情報

No	手続名	件数
1	年金給付関係手続（国民年金法）	45,755,801
2	年金給付関係手続（厚生年金法）	8,770,172
3	高等学校等就学支援金支給関係手続	7,747,368
4	年金生活者支援給付金支給関係手続	6,430,667
5	国民健康保険法による保険給付の支給 又は保険料の徴収関係手続	4,032,552

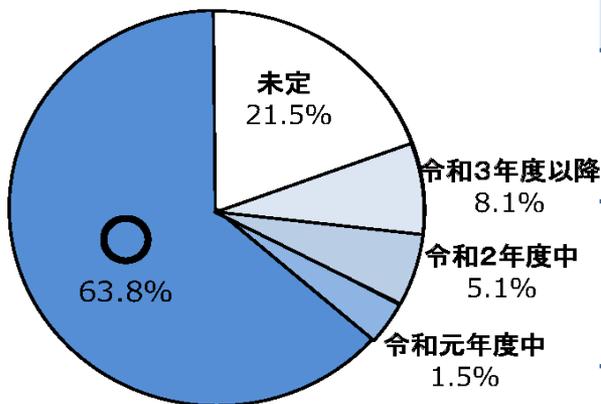
No	特定個人情報 [特定個人情報番号]	件数
1	住民基本台帳関係情報 [1]	48,767,828
2	地方税の課税情報 [2]	38,294,770
3	年金給付支給関係情報 [53]	1,449,078
4	年金給付支給・徴収関係情報 [64]	1,325,474
5	医療保険資格関係情報 [31]	850,231

大量・定型的照会では使われているが、一件処理的事務では非効率になるので使われていない？

情報連携後の添付書類省略の現状【市区町村】

- 情報連携による添付書類の省略状況等について全市区町村に対し調査（※1）を実施した。
- 令和元年12月13日時点では、約64%の事務手続において添付書類が省略できており、今後の省略予定を含めると約80%の事務手続が省略される見込みとなっている。

調査結果



(団体数×事務手続数：43,131)

<凡例>
○：大部分が省略できている

1741市区町村に対して、38事務手続に係る添付書類の省略状況を調査
(当該事務手続を実施していない等は除いて集計)

添付書類を省略できていない主な理由

- ①システム対応が行えていないため
- ②運用手順等を調整中のため
- ③添付書類を持参するなどにより、情報連携を行う対象者が少ないため
- ④事務手続に必要な全ての情報が情報連携では取得できないため
- ⑤保育園や幼稚園等の利用に当たっての認定の申請では、同時に事務を行う利用調整事務のために提出される添付書類が活用できるため
- ⑥公営住宅の入居の申請において、指定管理者に委託しているため

今後の取組

市区町村に対し、システム対応等により、情報連携が現時点で実施できていない場合は、早急に情報連携を実施できるよう、対応を依頼

市区町村に対し、マイナンバー法の趣旨に則り、住民の負担軽減の観点から、情報連携の実施について検討を依頼

事務手続の所管府省に対し、当該理由への対応について検討するよう依頼

「該当なし」として使っていない？ もともと自治体内で連携して添付省略しているものは？

情報連携後の添付書類省略の現状【市区町村】

事務手続	添付書類	調査結果				該当なし
		大部分が省略できている		大部分が省略できていない		
		団体数	割合	団体数	割合	
Ⅳ 児童扶養手当の申請 (児童扶養手当法)	住民票の写し	1,089	74.2%	379	25.8%	273
	課税証明書	1,451	89.9%	163	10.1%	127
	特別児童扶養手当証書	568	53.2%	499	46.8%	674
	障害者手帳	554	46.9%	627	53.1%	560
	年金関係書類	750	54.1%	636	45.9%	355
Ⅴ 生活保護の申請 (生活保護法)	課税証明書	333	47.9%	362	52.1%	1,046
	雇用保険受給資格者証	228	33.6%	450	66.4%	1,063
	児童扶養手当証書	263	40.5%	386	59.5%	1,092
	特別児童扶養手当証書	257	40.0%	386	60.0%	1,098
	年金関係書類	278	32.5%	577	67.5%	886
Ⅵ 特別児童扶養手当の支給の申請 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	住民票の写し	933	71.0%	381	29.0%	427
	課税証明書	1,284	85.2%	223	14.8%	234
Ⅶ 障害福祉サービスの申請 (障害者総合支援法)	住民票の写し	788	80.8%	187	19.2%	766
	課税証明書	1,379	85.5%	233	14.5%	129
	生活保護受給証明書	722	64.1%	404	35.9%	615
	障害者手帳	650	57.3%	484	42.7%	607

2. マイナンバーの利活用の促進

2.2多様なセーフティネット：児童手当、生活保護等の情報連携等の改善の検討

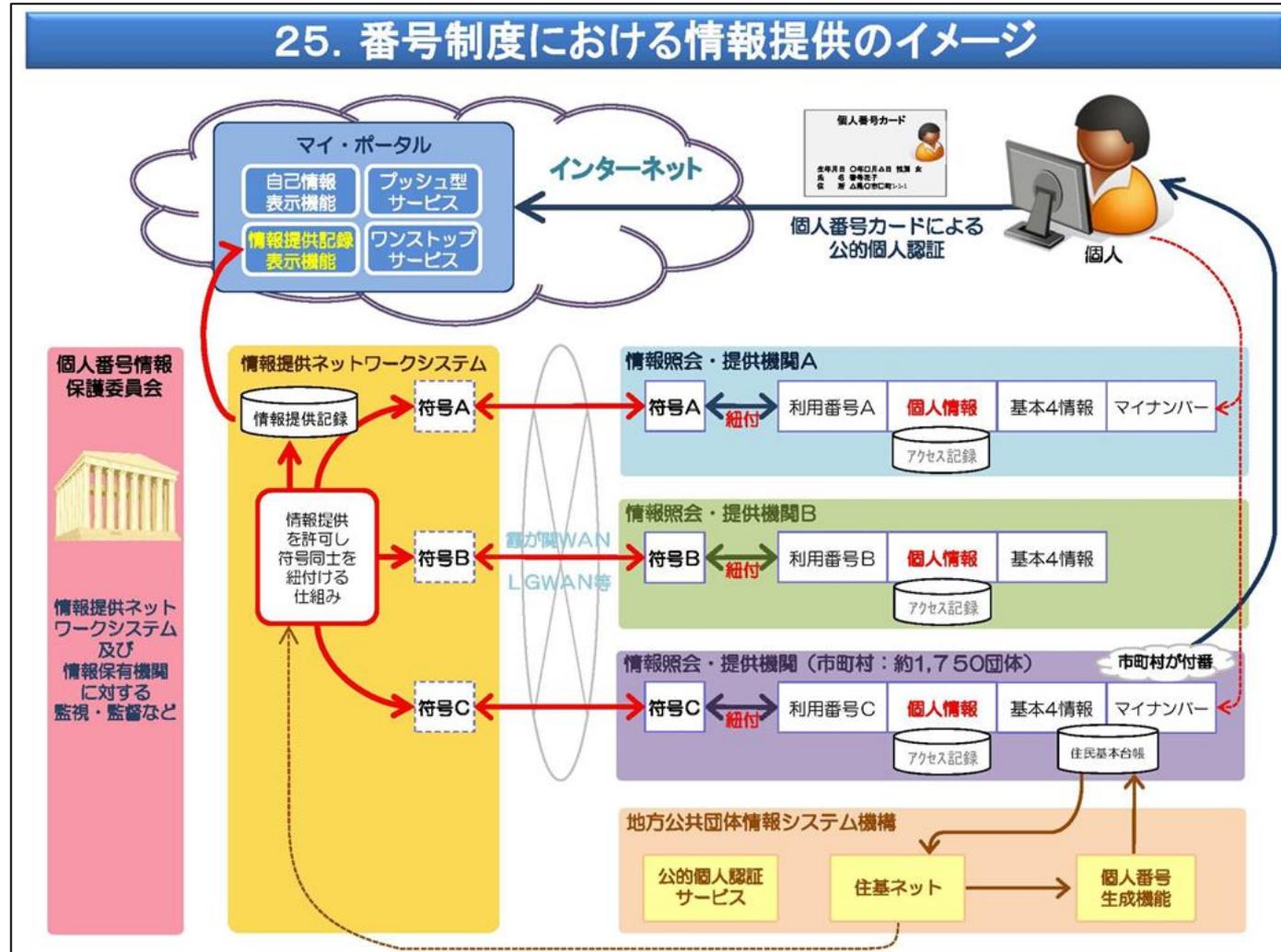
③ 社会保障・税・災害の3分野以外におけるマイナンバーを利用した情報連携の検討・実施

④ 行政事務全般(治安、外交等を除く)における**機関別符号のみを利用した情報連携**の検討・実施

- ・2021年度に検討し、国民の理解の得られたものについて、2022年の通常国会に法案提出
- ・検討対象として、国勢調査等調査統計事務、海外在留邦人の在留支援事務を含める

マイナンバー法は、3分野以外におけるマイナンバーを利用した情報連携や、マイナンバーを利用せず機関別符号のみを利用した情報連携を行うことの可能性を想定(第3条基本理念第4項)

情報照会・提供機関Bは⇒マイナンバーを利用せず



2. マイナンバーの利活用の促進

2.2多様なセーフティネット：児童手当、生活保護等の情報連携等の改善の検討

⑤ 情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークシステムにおけるプッシュ通知の検討・実施

- ・現在、情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークシステムは、制度上・システム上ともに、情報を必要とする行政機関が照会し、提供を受ける方式
- ・住所変更があっても、各行政機関は照会するまで分からず、また、全員照会をかける必要があり、迅速性・効率性に欠ける。
- ・ワンス・オンリーの実現には、必要な行政機関・事務に、情報保有機関が、プッシュで通知することが、必要不可欠である。
- ・2021年度に検討し、2022年の通常国会への法案提出を視野に、実現を目指す。

制度設計不明。プッシュで通知する対象者はどう選定・管理するのか？

⑥ マイナンバー制度における情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直しの検討・実施

- ・デジタル庁において、2022年度までに、マイナンバー制度における情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直しを検討し、2025年度までに実施
- ・情報提供ネットワークシステム等の項目定義等の資産を活かしつつ、後方互換性を維持したまま柔軟にデータ項目などの仕様を拡張でき、世帯や代理といった関係属性を扱えて、中間サーバー等を介在させずにリアルタイムでシステム間のAPI連携ができるなど、柔軟かつ簡素な構成への見直しを方針として行う。

プライバシーにそれなりに配慮して作られた現行の情報提供NWSがまったく異質なものに？

2.3 金融: 公金受取口座、複数口座の管理や相続等の利便向上、ATMによる口座振込(マネロン対策・特殊詐欺対策)、預貯金付番の在り方の検討

① マイナンバー付き公金受取口座の登録・利用の仕組みの創設

- ・突発的な給付金事務においてマイナンバーを利用できるようにする仕組みと、マイナンバー付き公金受取口座の登録・利用の仕組みの創設に向け、2021年通常国会に法律案を提出。可能な限り2022年度中の運用開始
- ・口座の利用先について、児童手当や生活保護など、広く公金・還付金を利用の対象とする。
- ・口座の登録について、マイナポータルからの登録及び金融機関の窓口からの登録ができるようにするほか、行政機関等に対する申請の際に、本人同意の下、同時に登録もできるようにする

② 預貯金付番を円滑に進める仕組み(相続・災害時のサービスを含む)の創設

- ・新規口座開設時などに、金融機関が国民に対し、マイナンバーの告知を求めることを、法律上の義務として定める
- ・預金保険機構をハブとし、各金融機関とをオンラインでつなぐ仕組みを構築することにより、告知を受けた金融機関のみならず、各金融機関の口座への付番を、本人同意の下、可能にする
- ・マイナポータルからオンラインで、付番を申し込めるようにする
- ・相続人の求めに応じ、あらかじめ被相続人がマイナンバーを付番しておいた口座を、預金保険機構が金融機関に照会して探し出し、発見された口座をマイナポータルを通じて相続人にお示しするサービスを創設
- ・災害時のサービスとして、キャッシュカード等が失われてしまっても、被災者の求めに応じて預金保険機構が金融機関に照会し、マイナンバーが付番された口座の所在を確認して、引き出しにつなげることができるサービスを創設
- ・以上の預貯金付番を円滑に進める仕組みについて、2021年通常国会に所要の法律案を提出
- ・また、付番の状況を見つつ、更なる検討を行う

③ ATMによる口座振込(マネロン対策・特殊詐欺対策)でのマイナンバーカードの活用の検討

- ・ATMについてマイナンバーカード対応を行い、電子署名を可能とすることで本人確認ができ、10万円を超える現金送金を可能とするシステム対応を行うニーズを確認しつつ、2020年度において業界と方向性について検討
- ・2021年度以降、その方向性を踏まえ、対応を検討していく
- ・住所等の変更などについても、ATMから行えることとするニーズを確認しつつ検討。ネットバンキングの対応についても、あわせて検討

2. マイナンバーの利活用の促進

2.4 教育：学校健診データの活用、GIGAスクールにおける認証手段等の検討

①学校健診データの保管のデジタル化とマイナポータルからの閲覧の実現

- ・政府方針では、2022年を目途に学校健診を含む全ての健診・検診情報のデジタル化対応を目標
- ・2020年度中に健康診断データの標準様式を策定。また、生まれてから職場等、生涯にわたる健康データを、2022年を目途に、マイナンバーカードを活用して、一覧性をもって提供できるように取り組む

②GIGAスクールにおけるマイナンバーカードの有効活用

- ・学習者のIDとマイナンバーカードとの紐付け等、転校時等の教育データの持ち運び等の方策を2022年度までに検討し、2023年度以降希望する家庭・学校における活用を実現できるように取り組む。

2020年12月16日の日本経済新聞の報道が話題に

<https://www.nikkei.com/article/DGKKZO67360040V11C20A2CR8000>

「政府の教育再生実行会議が設けた「デジタル化タスクフォース(TF)」が今月上旬、ICT化に必要な課題を整理した。

①学習履歴の活用②教育ビッグデータの効果的な分析・活用③ICT活用の抜本的拡充に対応した情報基盤④デジタル技術による教育手法や学務の高度化・効率化⑤デジタル化の担い手となる人材育成——などを挙げた。

マイナンバー活用は①と②を進める際の中核的な施策となる。教員が児童生徒の学習履歴や成績を、インターネット上でデータを管理するクラウド技術を使ったシステムに入力。個々の学習意欲の変化や理解度を測り、次の授業で改善するといった使い方を想定する。

データを個人別に管理しつつシステム上で共有することで、教員間で児童生徒の得意・不得意分野を引き継ぎやすくなる。進級・進学や転校をしても一貫した指導を受けやすくなる。……

マイナンバーとひも付けるデータの管理には、文部科学省が各自治体に学校単位での導入を促す「学習マネジメントシステム」を使う方向だ。21年度予算案に関連経費を計上、23年度から試行し順次対象を広げる。」

自治体の個人情報保護条例がGIGAスクール構想を阻害と主張していた新経済連盟の代表理事である楽天・三木谷会長は、2020年12月16日ツイッターで「日経新聞に出ていた個人の学習管理をマイナンバーでやるという話、流石にこれは抵抗感というか、恐怖感さえある。。。とつぶやいた。

学校健診データ活用の検討状況

(健康・医療・介護情報利活用検討会第3回2020年6月15日参考資料3)

学校健康診断情報のPHR推進について



文部科学省

データ時代における学校健康診断情報の利活用検討会（令和元年10月～）

【議論の概要】

- 健診時点のみならずそれまでの発育や健康状態の経過等を含めた情報を合わせて把握・蓄積することにより、保健指導や本人の健康の保持増進にもより効果的に役立てることが期待される。
- 教育委員会の中には、健康診断結果等のデータの分析を外部委託している例や、保健部局と連携してデータ分析を行っている例などもみられる。また、例えば「学校保健統計」においても、より詳細なデータを収集しやすくなり、分析の充実を図りやすくなること等も期待される。
- 教員の仕事は、教えることがメインであるため、PHRを進める前提として、校務処理全体を電子化することにより、事務処理にかかる時間を削減し、本務に集中できる環境作りを目指すことが必要。ICT環境等の整備を図り、校務全体のICT化と一体として進める必要。
- 学校健康診断の項目は法令上定められているが、自治体により独自の項目を加えてあったり、記載の仕方については、現場に任ざれており、統一されていない。どのような項目をどのような形式で提供するのかを国により統一化することが必要。
- 学校健康診断情報を電子的に記録している割合は小中学校で9割、高等学校で7割程度。また、学校保健に関しては、統合型校務支援システムとは別に、独自のソフトを導入している学校も多い。（電子的に記録している学校のうち、小中高の約6割が校務支援ソフトを利用している。その他、エクセル等を使用している学校もある。）
- 学校健康診断結果の電子情報を、本人等に返す方法については、健康診断票にQRコードを付して返す方法、マイナポータルを通じて閲覧できるようにする方法、クラウド上に情報を載せて本人等にアクセス権限を付す方法など、様々な制度設計の可能性が考えられる。



学校健康診断情報のマイナポータル等を通じたPHRの実現可能性に関する調査研究（令和2年1月～3月）

マイナンバーと児童生徒等の健診結果を紐づけ、中間サーバーに登録する方法（法改正が必要）

【メリット】

- ◆ 個人番号利用のための既存の仕組みを活用できるため、整備コストを抑えることができる。
- ◆ 進学先・転学先から進学元・転学元の教育委員会に情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会の仕組みを活かすことができる。

【デメリット】

- ◆ 学校又は教育委員会が児童生徒等の家庭からマイナンバーを安全・確実に取得し、健康診断情報と紐づける作業が発生。この校務を担うための人的コストがかかる。
- ◆ 私立・国立学校は自治体の中間サーバーに登録できない。

マイナポータルと連携した民間送達を用いる方法

【メリット】

- ◆ 学校または教育委員会がマイナンバーを取り扱う必要がない。

【デメリット】

- ◆ 設置者ごとに健診データ用のサーバーを新たに設置することとなり、相当のコストが発生する。また、民間送達サービスの利用料がかかり、そのコストを誰が負担するか。
- ◆ 同一市町村以外へ進学・転学した際に引き継ぐためには別の仕組みが必要。



《今後の方向性》

- 学校の統合型校務支援システムにおける、PHR用の学校健康診断結果データの標準フォーマットを策定する。
- 学校のICT環境の整備を図り、校務全体のICT化と一体として検討を重ね、調査研究で明らかになった課題を克服する手法について最も効率的でコストが少ない方策を追求する。

教育再生実行会議デジタル化タスクフォースでの検討事項に係る課題の整理 (案) 資料 1

検討項目例

- (1) 学習履歴（スタディ・ログ）等の利活用
- (2) 教育ビッグデータの効果的な分析・利活用の推進
- (3) ICT活用の抜本的拡充に対応した情報通信基盤の在り方（SINETの活用等）
- (4) デジタル技術による教育手法や学務の高度化・効率化
- (5) デジタル化の担い手となる人材の育成（数理・データサイエンス・AI教育の推進）
- (6) その他

< 検討項目例に係るこれまでの議論も踏まえつつ、課題を時間軸に沿って整理（イメージ） >

**急ぐべき課題
～2021年3月末目途**

特に、「一人一台端末整備」を進めて行く上での課題・留意事項等について早めに助言頂きたいもの

- ICT端末の本格運用前のチェックリストの作成（例：端末の管理・運用の考え方、有害情報等から児童生徒を守るための活用方法等）
- 教師のICT活用促進と指導充実に向けた支援
- クラウド・バイ・デフォルトの原則の推進（利便性向上とコスト削減）
- いわゆる「2000個問題」の対応等に係る個人情報保護制度の見直しの議論等を踏まえた学校教育の取り扱いの検討
- 「教育データ標準（第2版）」の公表（学校現場で普遍的に活用されてきたデータ等）
- 分析・研究体制の在り方

中・長期的な課題

- ◎ラーニング・マネジメント・システム（学習eポータル）の活用促進
- ◎C B Tの活用促進
- ◎デジタル教科書の普及促進、令和6年度からの本格的な導入を目指す
- 教育データ（スタディ・ログ、ライフ・ログ、アシスト・ログ）の効果的な活用促進、教育データ標準の随時改訂
- ◎学校健康診断情報を活用したPHRの実現
- 統合型校務支援システムの導入推進、モデル構築
- 教育データ保存・流通基盤の整備
- マイナンバー制度の活用の検討
- ◎個人情報保護制度の見直し等を踏まえた学校教育の取り扱いの明確化
- 分析・研究体制の充実・強化
- 学修履歴の電子認証化
- ◎デジタルを取り入れた教育手法の具体化・環境整備
- ◎大学教育のデジタルイニシアティブの実施
- リテラシー教育の推進とエキスパート人材の育成

<注>◎は、中長期的な課題の中でも特に急ぐべき課題

上記の視点から更に整理を進め、両ワーキング・グループへ報告する。

2. マイナンバーの利活用の促進

2.5 固定資産課税台帳とその他の土地に関する各種台帳等の情報連携等の検討

① 土地に関する各種台帳等の情報連携の高度化

- ・土地に関する各種台帳等(不動産登記簿、戸籍簿、固定資産課税台帳、農地台帳、林地台帳等)の情報連携を実現
- ・まずは不動産登記情報と固定資産課税台帳の連携に向けた不動産番号(土地一筆、建物一戸に対して付けられている番号)の活用方策を検討し、2020年度中に方向性について結論

② 固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐づけの推進

固定資産課税台帳とマイナンバーの紐づけに当たって現状を調査・分析し、その結果を踏まえて必要な措置の検討

③ 相続登記等の申請の義務化

相続登記や住所等の変更登記の申請を義務化する不動産登記法等の改正法案を、2021年通常国会に提出することを目指す

不動産登記簿を中心とした土地所有者情報を円滑に把握する仕組み

□ 現状

公的な土地所有者情報の中で不動産登記の情報が最も基本となる情報
しかし、登記名義人が死亡していても、相続登記等がされていないなど登記記録から直ちに土地所有者情報の把握が困難

□ 課題

登記名義人が死亡等した場合に、相続人等からの申請がなければ、登記記録が更新されない



地方から都市部への人口流出や高齢者人口の増加による死亡者の増加により、所有者不明土地の増加が懸念



不動産登記における所有者情報について、最新の情報を適切に把握することができるようになることが重要

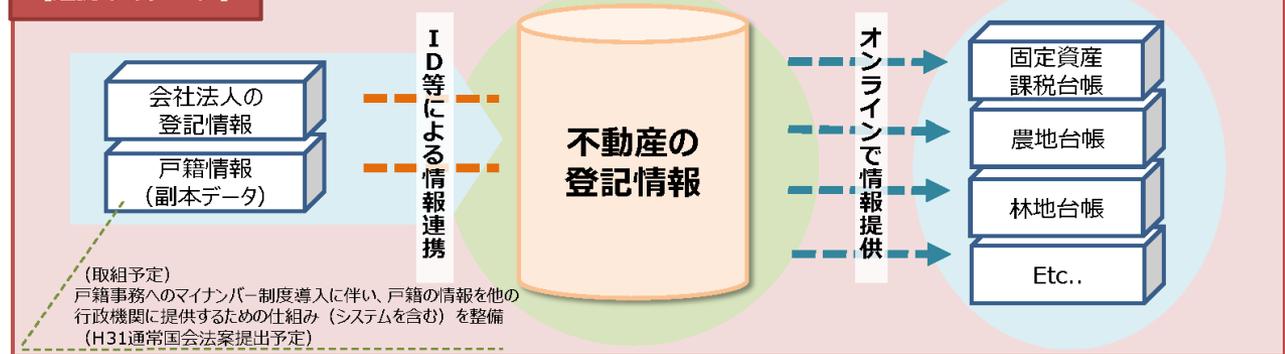
□ 対応策

現在の各種台帳の情報源である不動産登記簿を中心とした仕組みを構築

□ 効果

- 所有者不明土地の発生予防
- 円滑な行政事務の執行
- 国民の利便性の向上

【連携のイメージ】



3.1 マイナポータルなどのUX(ユーザー・エクスペリエンス)・ UI(ユーザー・インターフェース)の最適化

以下を主な内容とするマイナポータルのUX・UIの抜本的改善について検討し、2021年度までに実施

(ア) マイナポータルのUIの全面的な点検・改善。パソコン、スマートフォン双方の特性に応じたUIを実現

(イ) 全自治体のマイナポータル接続の実現

別途、接続サービスを調達しなくても接続できるよう、マイナポータルに自治体との接続機能等を実装

(ウ) 申請項目の自動入力機能の実現等

・自己情報取得、お知らせ取得、民間送達情報取得API等と連動し、自動入力ができる機能を設ける

・自治体が各種入力制御の設定を行える機能を実装する

(エ) 主要手続等の標準様式プリセットとオンライン申請の実現

件数の多い手続について標準様式をマイナポータルに順次プリセット。自治体の入力フォーム作成負担解消

(オ) マイナンバーカードによる利用者認証の追加

希望する利用者は、マイナンバーカードの認証を経て、過去の申請内容等を活用等できる機能を実装

(カ) 各業務システムとの連携処理の実現

自治体の業務システムの標準化・共通化・「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討に対応し、フロント(申請受付)からバック(業務システム)までオンライン化・デジタル処理を実現

(キ) あらゆる国民・外国人住民向けオンライン申請・届出等が、スマートフォンから可能に

(ク) マイナポータルで閲覧できる情報の順次拡大

(ケ) 利便性向上に資する手続の早期オンライン化

3.2カード機能(公的個人認証サービス)の抜本的改善

(スマートフォンへの搭載、クラウド利用、レベルに応じた認証、民間IDとの紐づけ等)

①マイナンバーカードの機能(電子証明書)のスマートフォンへの搭載の実現

- ・2020年度末までに具体的あり方について検討、2021年の通常国会に必要な改正法案を提出、2021年度末までに技術検証・システム設計を行い、2022年度中の実現を目指す
- ・スマートフォンに搭載される電子証明書は、現行のマイナンバーカードに搭載される電子証明書とは別の新たな電子証明書とする

公的個人認証法の改正による電子証明書のスマートフォンへの搭載(制度骨子案)抜粋

1. 電子証明書の発行要件及び搭載方法

- 個人番号カード用の署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書とは別に、新たにスマートフォンに搭載する電子証明書として、移動端末設備用の署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書(以下「**移動端末設備用電子証明書**」という。)を創設する。
- 移動端末設備用電子証明書は、1人につき、各種1つずつ発行可能とする。
- 移動端末設備用電子証明書の申請者は、J-LISに対し、個人番号カード用署名用電子証明書を用いて、オンラインで発行申請する

2. 個人番号カード用電子証明書との関係

- 移動端末設備用電子証明書は個人番号カード用電子証明書と紐付けて管理する
 - ・有効期間は紐付けられる個人番号カード用電子証明書と合わせる。
 - ・個人番号カード用電子証明書が失効した場合には連動して失効する。

3. 失効管理及び不正利用に係る対策

- 移動端末設備に特有の機種変更、譲渡、売買等を想定し、「移動端末設備の使用停止」を失効事由として新たに位置付けることとする。
- 移動端末設備の使用停止時には、使用者に失効申請(オンライン)を求めるとともに、適切になされない場合も想定し、重層的な措置を講じることとする。

【マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載等に関する検討会(第3回)2020年12月23日】

① マイナンバーカード機能のスマホ搭載＝カード所持が必要

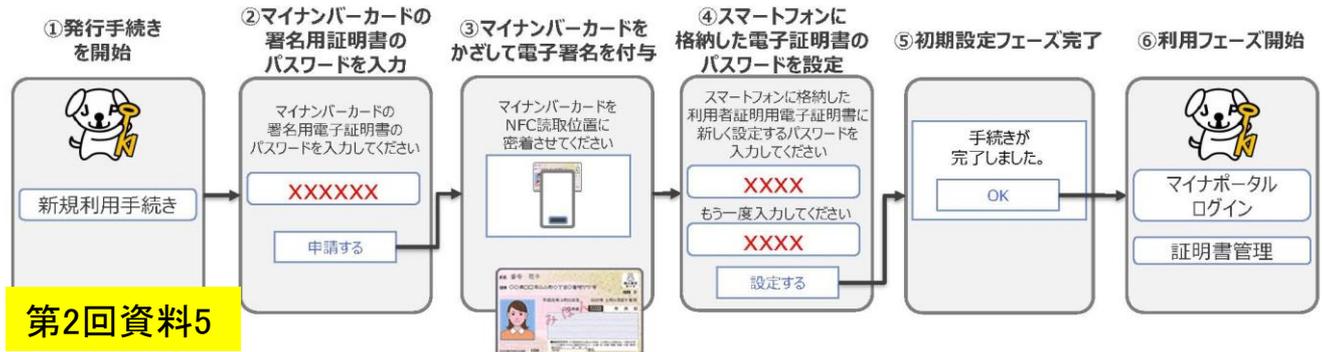
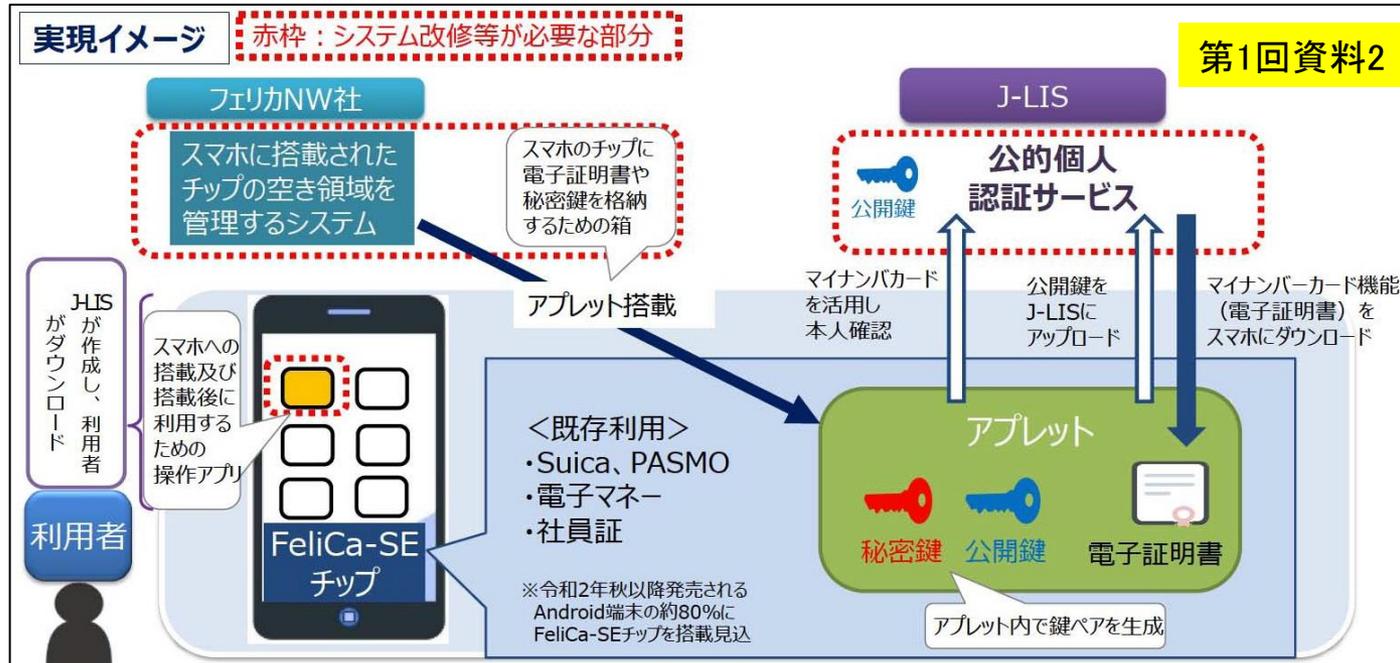
- ・現在＝スマートフォンをカードリーダーとして、毎回スマホにマイナンバーカードをかざして電子申請
- ・目指す姿＝スマホに電子証明書を搭載し、スマホ一つでオンライン手続きを実現

マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載に関する検討会(総務省)
第1回2020年11月10日
第2回2020年12月4日

最初にスマホにマイナンバーカードをかざして、署名用電子証明書のパスワードを入力して、初期設定することが必要

↓
その後はカードを持ち歩く必要がない(スマホを落としたり成りすまされる!!)

※FeliCa-SEチップ搭載のAndroidスマホが対象。
2022年度に搭載目指す
※次期通常国会で公的個人認証法改正を予定



3.2カード機能(公的個人認証サービス)の抜本的改善

(スマートフォンへの搭載、クラウド利用、レベルに応じた認証、民間IDとの紐づけ等)

②電子証明書を扱うシステムのクラウド利用の可能化

- ・マイナンバーカードの電子証明書を利用する民間事業者は、総務大臣の認定を得る必要があるところ、当該認定基準において、電子証明書を扱うシステムについて、自ら所有・管理するシステムとしている。
- ・2020年度中に省令等を改正し、クラウドを利用できることとする。これにより、民間事業者の利用コストが低下し、利用が促進されることが期待される。

③レベルに応じた認証の推進

- ・ICチップの空き領域にアプリケーションを搭載することで、民間企業も認証レベルに応じて認証手段として活用することが可能
- ・公的個人認証サービスに、民間IDを紐づけて、登録が確かな民間IDとして活用することも可能

(ア)民間事業者への周知・相談支援の強化

(イ)利用要件・利用手続等の改善

④民間IDとマイナンバーカード電子証明書との紐づけの推奨

- ・マイナンバーカードの公的個人認証サービスは、デジタル社会における個人のIDのトラストアンカー
- ・公的個人認証サービスに民間IDを紐付けることにより、本人確認が確実に行われたIDとして活用可能
- ・民間IDの登録における正確性・コスト削減が期待でき、また、民間IDのなりすまし登録の被害を減少
- ・外部有識者から構成される検討会を立ち上げ、マイナンバーカードの公的個人認証サービスに紐付けられた民間事業者のIDの利活用に関する課題と対応を整理

3. マイナンバーカードの機能強化

3.3 生体認証などの暗証番号に依存しない認証の仕組みの検討

- ・利用者証明用電子証明書については、特定利用者証明検証者制度により、暗証番号の代わりに顔認証を用いることが可能

(2019年デジタル手続き法で新設。

医療保険のオンライン資格確認で利用)

- ・専用アプリにより、顔認証技術を活用した署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定手続をコンビニエンスストアで可能とする。システム整備を進め、2021年秋頃のサービス開始を目指す(⇒4.3)

- ・スマートフォンに搭載される電子証明書の利用に当たり、暗証番号によらずに生体認証を活用する方策について、その課題を整理し、検討

【デジタル手続き法】

利用者証明用電子証明書の利用方法の拡大(暗証番号入力を要しない方式)関係 改正概要

改正の背景

- デジタル化に伴う公的個人認証(電子証明書)の利用範囲拡大を見据え、利用方法の多様化が必要
- マイナンバーカード・公的個人認証の健康保険証としての活用が2020年度から本格運用開始予定
→ 医療機関窓口では、多様な疾患を持つ患者の本人確認を円滑に行うことが必要

利用者証明用電子証明書	署名用電子証明書
発行番号 R 2222	氏名 (姓、太郎)
発行年月日 ○年○月○日	生年月日 ○年○月○日
有効期間 ○年○月○日	性別 男
発行者 関係	住所 東京都千代田区虎ノ門1-2
利用者証明用公開鍵	発行番号 S 1111
	発行年月日 ○年○月○日
	有効期間 ○年○月○日
	発行者 関係
	署名用公開鍵
・4情報なし ・マイナポータルログイン等 ・利用に4桁の暗証番号	・4情報あり ・電子申告(eTax)等 ・利用に6~16桁の暗証番号

電子証明書のうち利用者証明用電子証明書について暗証番号入力を要しない利用方法を導入

公的個人認証法の一部改正

- 特定利用者証明検証者の認可制度の創設
 - ・総務大臣による事前認可・変更認可(認可及び認可取消しの基準)
 - ・特定利用者証明検証者証明符号の授受
 - ・特定利用者証明検証者証明符号の適切管理義務・目的外利用の禁止、秘密保持義務
 - ・総務大臣による報告徴収

施行期日:公布の日から1年以内で政令で定める日

3. マイナンバーカードの機能強化

3.4 本人同意に基づく基本4情報等の提供の検討

本人同意に基づく基本4情報等の提供

【現状】

○ 署名検証者は、認証局(地方公共団体情報システム機構(J-LIS))から、住民に住所変更があった旨の情報を得ることはできるが、住民の最新の住所情報を取得することはできない。

【対応】

○ 公的個人認証法を改正し、「認証局が、本人の同意に基づき、署名検証者の求めに応じ、署名検証者に対し、本人の最新の基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)等の提供を行う業務」について、同法に位置付ける。

⇒ 住民においては、個々の銀行等(署名検証者)に対して住所変更手続を行う必要がなくなる。

⇒ 銀行等(署名検証者)においては、直接本人に照会することなく、住民の最新の住所情報を取得することが可能となる。

現状



改正後



【スケジュール】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
システム整備		システム設計・開発		基本4情報等の提供開始
法整備		公的個人認証法改正		3

3. マイナンバーカードの機能強化

3.5 各種免許・国家資格等：運転免許証その他の国家資格証のデジタル化、在留カードとの一体化、クラウドを活用した共通基盤等の検討

① 運転免許証のデジタル化

- ・令和6年度末にマイナンバーカードとの一体化を開始。双方のシステムを連携させることにより、住所変更手続きのワンストップ化、居住地外での迅速な運転免許証更新やオンラインによる更新時講習受講が可能になる。
- ・これに先立ち、警察庁及び都道府県警察の運転免許の管理等を行うシステムを令和6年度末までに警察庁の共通基盤上に集約する。
- ・モバイル運転免許証の国際規格の策定状況及びマイナンバーカードのアプリ化の検討状況も踏まえ、諸外国との相互運用性の確立も視野に、運転免許証の在り方の検討を進める。

② 在留カードとマイナンバーカードとの一体化

現在関係省庁で検討中。2021年中に結論を得て、所要の改正法案を2022年の通常国会に提出、2022～2025年度に政省令等の整備・システム改修、2025年度から一体化したカードの交付を開始予定

③ その他の国家資格証のデジタル化(クラウド共通基盤の実現)

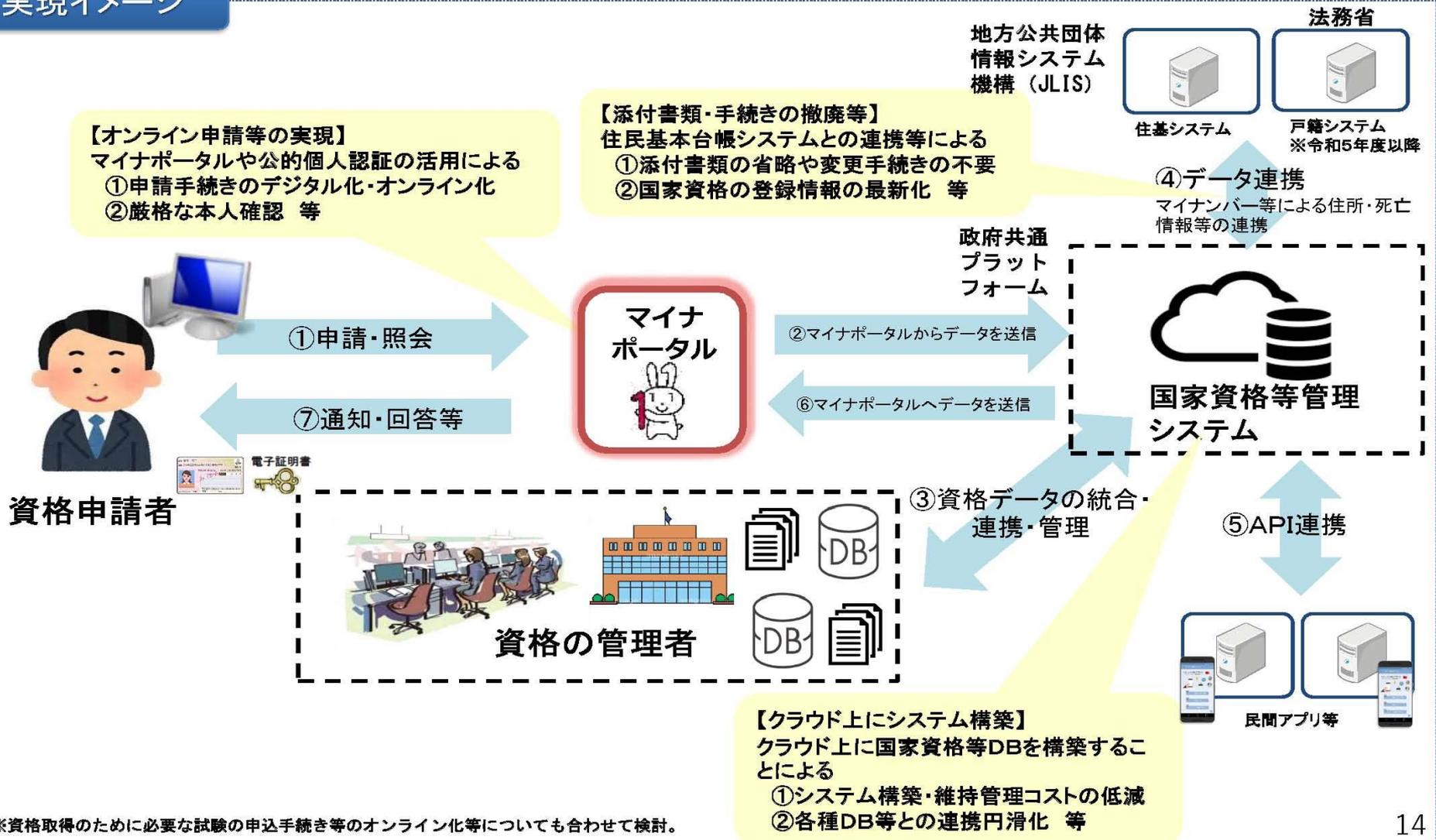
- ・医師、歯科医師、看護師等の約30の社会保障等の資格について、住民基本台帳法及びマイナンバー法等の改正法案を2021年の通常国会に提出し、住基ネット及びマイナンバーによる情報連携を活用
- ・2021年度に、各種免許・国家資格等の範囲について調査を実施し、2023年度までに、共同利用できる**資格管理システム**の開発・構築を行い、2024年度にデジタル化を開始する。
- ・これにより、行政機関等は正確な資格情報の管理が可能になり、人材確保策等の施策も実施
- ・資格者は届出時の添付書類の省略が可能となるとともに、当該資格を所持していることをマイナンバーカードの電子証明書を活用して証明、提示でき、将来的には届出の手続き自体を不要とすることも検討

有資格者の人的配置や有事の際の有資格者の徴用に利用可能

3.5 各種免許・国家資格等：運転免許証その他の国家資格証のデジタル化、
在留カードとの一体化、クラウドを活用した共通基盤等の検討

国家資格等管理システム（仮称）の基本イメージ（案）について

実現イメージ



4. カードの発行促進と地方自治体における業務システム整備

- 4.1 未取得者へのQRコード付きのマイナンバーカード申請書の送付とオンライン申請の勧奨
- 4.2 市町村国保や後期高齢者医療制度等の健康保険証更新時のカード申請書の同時送付
- 4.3 カードの発行・更新等が可能な場所(申請サポートを含む。)の充実(郵便局・金融機関、コンビニエンスストア、病院、学校、運転免許センター、携帯会社等)

現状カードの発行・更新等は、セキュリティの確保や厳格な本人確認の必要性から、市区町村の窓口で市区町村職員が行うこととしている

① 郵便局における電子証明書の発行・更新等の可能化

住所地市区町村から委託を受けた郵便局で、マイナンバーカードの電子証明書の発行・更新や、暗証番号の初期化・再設定手続を可能にする。改正法案を2021年通常国会に提出

② 郵便局、金融機関、病院、学校、運転免許センター、携帯会社における出張申請受付等の実施拡充

③ コンビニエンスストアにおける電子証明書の暗証番号初期化・再設定

④ 出張申請受付や申請サポートを実施する際の効果的な集客

【暗証番号の初期化・再設定イメージ】

(1) スマートフォンに専用アプリをダウンロードし

- ・4桁の暗証番号
- ・顔認証により、本人確認※を行った上で、**ワンタイムパスワード**を取得

① スマホにカードをかざし、4桁の暗証番号入力



② ICチップ内の画像を使用し顔認証を実施



(2) コンビニのマルチコピー機(全国約3.3万台)にて、

- ・4桁の暗証番号
- ・ワンタイムパスワードを入力し、**暗証番号初期化・再設定を実施**



※ 顔認証は、一定の確率で他人を本人と誤認する可能性があるため、暗証番号入力と併用することで本人確認を実施。詳細なフローは検討中。

4. カードの発行促進と地方自治体における業務システム整備

4.4 マイナポイント、行政手続の優先処理などインセンティブとの有効な組み合わせ

① マイナポイント事業の継続

② マイナポイントの基盤の拡充・提供

- ・事業終了後も、その基盤を有効活用し、各地方公共団体が多様なポイント給付事業を行うことができる基盤を構築
- ・2021年度末までに複数の地方公共団体においてモデル事業を実施し、2022年度に全国の地方公共団体が活用しうる基盤を整備

③ 全業所管官庁等を通じた計画的な取組

全業所管省庁毎に工程表を作成し、関係業界団体等に対してマイナンバーカードの普及と健康保険証利用についての要請

インセンティブ？ マイナンバーカードがあれば早くポイントで給付が受けられるとか？

マイナポイントの目的は官民共用キャッシュレス決済基盤構築

マイナポイントの目的

(令和元年9月3日デジタル・ガバメント閣僚会議資料2)

- 令和2年度において、骨太の方針等を踏まえ、消費税率引上げに伴う需要平準化策(臨時・特別の措置)として、「マイナポイント」を活用した消費活性化策を実施。
- マイナポイントによって、**官民共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築**を目指す。

(骨太の方針2019 令和元年6月21日閣議決定)

「あわせて、国や地方公共団体が実施する子育て支援金など**各種の現金給付をポイントで行う**ことも視野に入れ、関係府省や地方公共団体と検討を進め、真に必要な国民に対して、きめ細かい対応を可能にするとともに、**不正受給の防止、事務コストの削減**など、効果的な政策遂行にもつなげることを目指す。」

マイナポイント活用官民連携タスクフォース 第3回(令和元年12月24日) 資料1 →

総務省 来年度実証実験
21年度予算で概算要求22億3千万円
今年度内に参加自治体を募り、まず10自治体の参加を目指す(9/28日経)
※マイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号と総務省のマイキーIDをひも付ける「マイキープラットフォーム」がベース

マイナポイント予算 4000万人分
申込は約970万人(11月27日総務大臣記者会見)
利用期間 2020年9月～2021年3月

↓
期限を2021年9月に延長し、2021年3月末までにマイナンバーカードを申請していれば利用可能に(菅首相12月4日記者会見)

自治体施策推進ワーキンググループにおける検討状況

利用ケースに関する主な提案

- 交通** (タクシー補助)
- 子育て支援** (出産祝い金)
- 移住支援** (移住支援金)
- 高齢者サポート**
- 健康づくり**

提案の実現に向けた主な意見

- 自治体が付与するポイントは、**当該自治体内でのみ**使えるようにすべき
- 自治体が付与するポイントも、**マイナポイントと同様さまざな場所で使える**ようにすべき
- 利用できる地域・場面等を限定**するかどうかについて**自治体を選択**できるようにすべき
- 運用コスト低減には、**JPQRの活用**も有効
- 自治体施策における活用のためには、マイキーIDに加えて、**住所地情報等も必要**

(ヒアリング先自治体) 福井県、神戸市、相模原市、埼玉県川口市、新潟県三条市、石川県加賀市、岐阜県飛騨市、徳島県美波町

以上の意見を踏まえ、**想定される利用ケースを整理 (R元)** し、**必要な準備等を実施の上 (R2)**、**自治体でもデル的に事業を展開 (R3)**

4. カードの発行促進と地方自治体における業務システム整備

4.5 国と地方の申請受付システム等の一元化や国と地方の役割分担の見直しの検討

① 申請受付システムの整理及びUX・UI の改善

- ・ e-Gov 及びマイナポータルを中心に、申請受付サイト間の重複整理・動線整理
- ・ 各サイトが共通に必要な認証、通知、電子納付などの機能を、システム共有化し重複整備をなくす

② 事業者向け行政手続の認証・補助金申請の一元化

- ・ 事業者の共通認証サービスであるGビズID取得時のマイナンバーカード利用等によるプロセスの簡素化や、国・自治体の利用可能手続の拡大を通じて利便性を高め、事業者のID 取得を加速させる。
- ・ J Grants(補助金オンライン申請システム、経済産業省)による国・自治体の補助金申請のUX・UI を改善し、ワンストップ・ワンスオンリー化を進める。
- ・ GBizConnect(行政・民間のシステム間を接続するための仕組み)を通じた行政・民間システムとのバックオフィスでのデータ連携を推進し、事業者のデータ入力の手間を削減する

③ API システム(「官民APIGW」)の構築及び利便性の向上

e-Gov 及びマイナポータルを中心に、API の共通化等を行うとともに、利便性を向上

※法人デジタルプラットフォーム(経済産業省)



4. カードの発行促進と地方自治体における業務システム整備

4.6 自治体の業務システムの統一・標準化の加速策(⇒1.1②(ア))

地方行政のデジタル化の加速化について

R2.10.23 令和2年第15回
経済財政諮問会議
総務大臣提出資料

- デジタル変革の加速による「新たな日常」の構築のため、デジタル改革担当大臣と連携し、国・地方を通じたデジタル・ガバメントの構築に向けた取組を早急に進める。
- 特に、マイナンバー制度の活用とマイナンバーカードの機能発揮を通じた更なる普及を図り、行政のデジタル化を推進する上で、住民に身近な行政サービスを担う地方公共団体との協力が極めて重要。

行政のデジタル化の鍵である

1. マイナンバーカードの普及

- 令和4年度(2022年度)末には、ほぼ全国民に行き渡ることを目指し、普及策を加速
- 市町村の「交付円滑化計画」の改訂により普及促進策や交付体制の強化を要請するとともに、各市町村の取組を支援。未取得者へのQRコード付き申請書の個別送付など申請促進に注力

地方のデジタル化の基盤となる

2. 地方公共団体の
情報システムの標準化

- 地方公共団体に、国が定める標準仕様に準拠した情報システムの利用を求める法案を、次期通常国会に提出予定(※住民記録、地方税、社会保障等の基幹系システム)。国の主導的な支援により、令和7年度(2025年度)末までの移行を目指す
- 標準化に伴う業務プロセスの見直しや行政手続のオンライン化などに計画的に取り組めるよう、国による指針・支援策等を内容とする「自治体DX推進計画(仮称)」を年内に策定

個人情報保護とデータ流通の両立を図る

3. 個人情報保護制度の見直し

- 民間と国の行政機関の個人情報保護法制の一元化を検討。それと歩調を合わせ、地方公共団体の全国的な共通ルールを法律で設定する方向で検討
- 次期通常国会に法案の提出を目指す

国・地方を通じたデジタル・ガバメントの構築を加速化

地方六団体と総務大臣との意見交換会(10/13開催)

- ・ 地方六団体の会長との意見交換会を開催し、マイナンバーカードの取得促進をはじめ、地方行政のデジタル化に向けた協力を要請。
- ・ 各会長から、国とともにデジタル化の推進を図る旨の発言あり。

5. デジタル化に関する制度

5.1 国・地方のデジタル基盤構築とIT戦略推進体制の強化・IT人材採用の増強

① 国・地方のデジタル基盤構築

(ア)「(仮称)Gov-Cloud」の整備

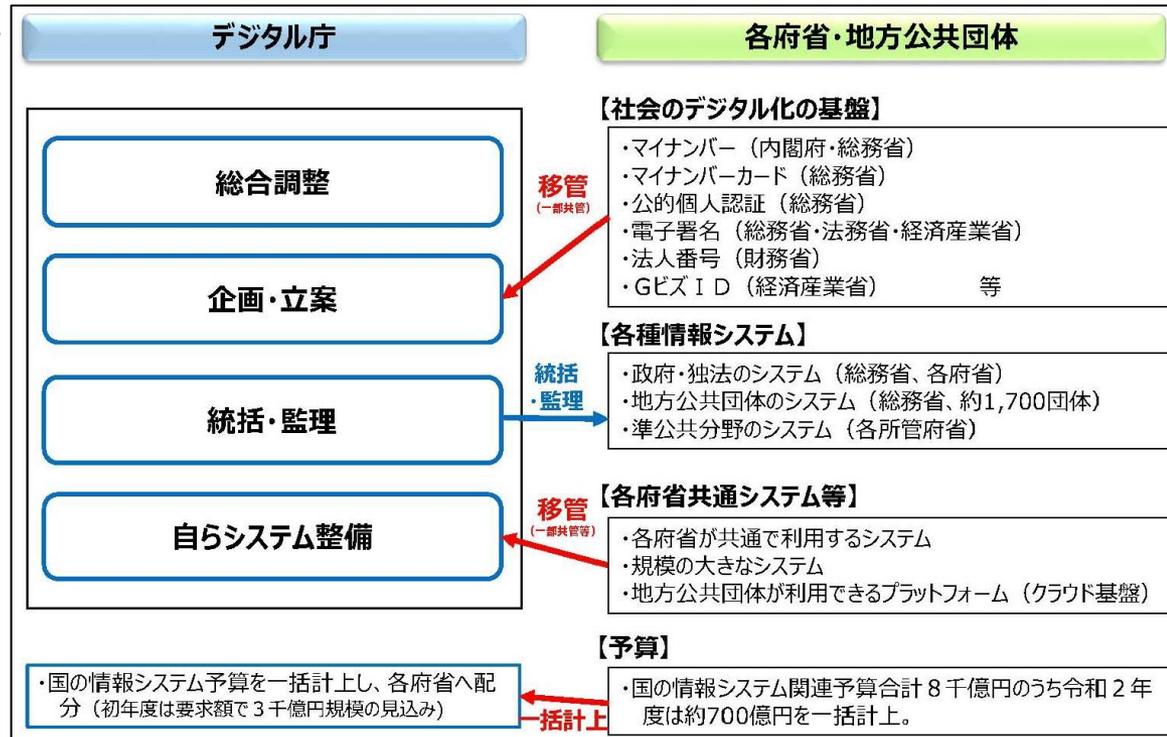
(イ)ガバメントネットワーク整備

プロジェクト⇒1.1

② 強力な司令塔機能を有する

デジタル庁の設置

③ IT人材採用の増強



5. デジタル化に関する制度

5.2 国の情報システム関係予算・調達等の一元化の加速化、地方を含めた検討

・政府情報システムを、「①デジタル庁システム」、「②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム」、「③各府省システム」の3類型に整理

・①及び②の経費について、2021年度から原則としてデジタル庁に一括計上する。

・③の経費について、2022年度以降に、デジタル庁に一括計上する方向で検討し、2021年中に結論を得る

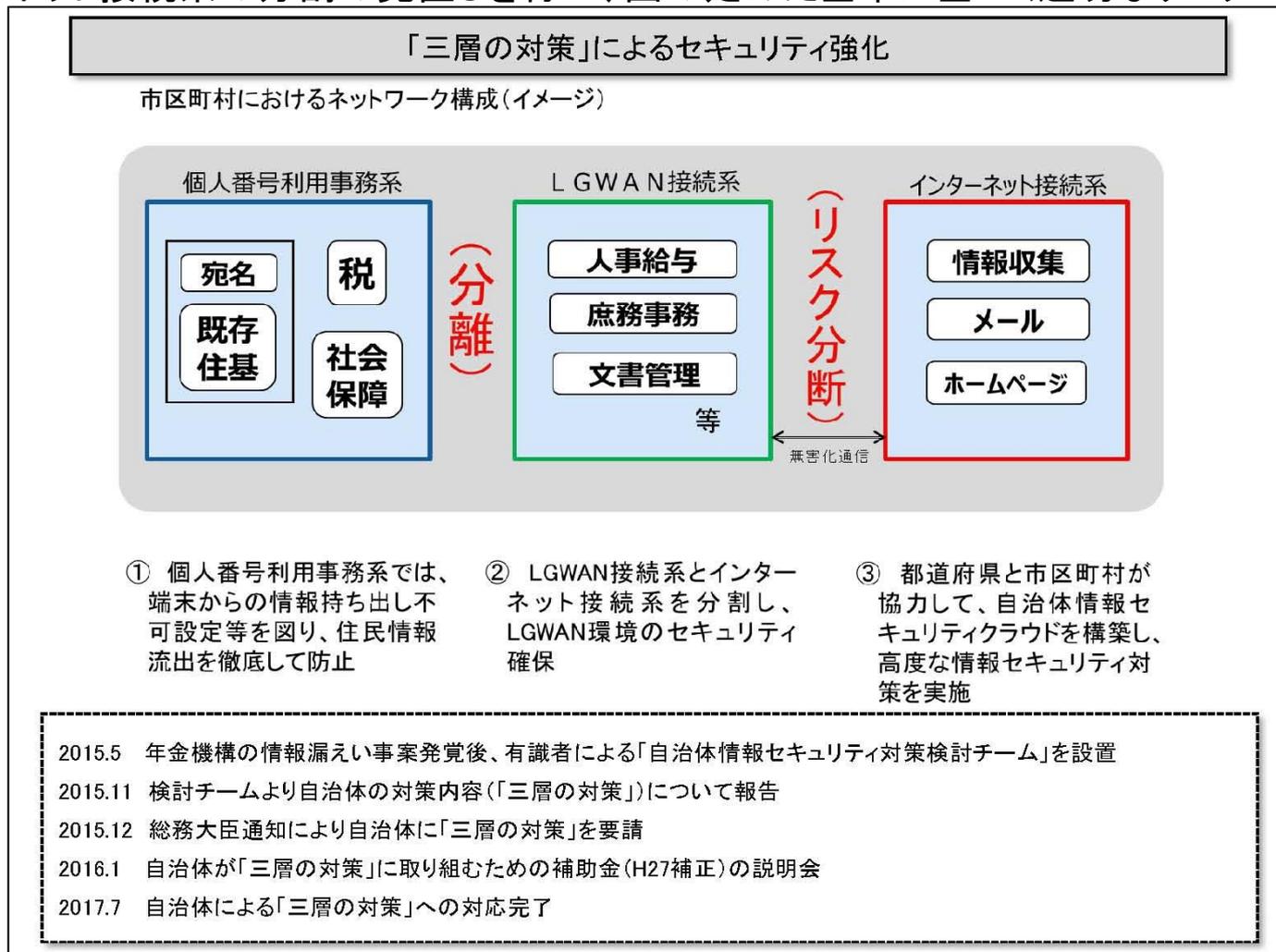
5.3 情報セキュリティや個人情報保護の強化・ルールの標準化

① 自治体の「三層の対策」の見直し

・2020年に、「三層の対策」の見直しを行い、マイナポータル及びeLTAXから受け付けたデータについて、マイナンバー利用事務系へのオンラインでの取込みを認める

・LGWAN接続系とインターネット接続系の分割の見直しを行い、国の定めた基準に基づく適切なリスク管理策を講じていることを条件として、ゼロトラスト型のネットワークを採用できる措置を講じる

「自治体情報セキュリティ対策の見直しのポイント」
(2020年5月地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドランの改定等に係る検討会)



5.3 情報セキュリティや個人情報保護の強化・ルール標準化

② 個人情報保護法制の見直し

法案を2021年通常国会に提出。個人情報保護の法律と所管が一元化され、民間事業者等の負担の軽減などが期待

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

8

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

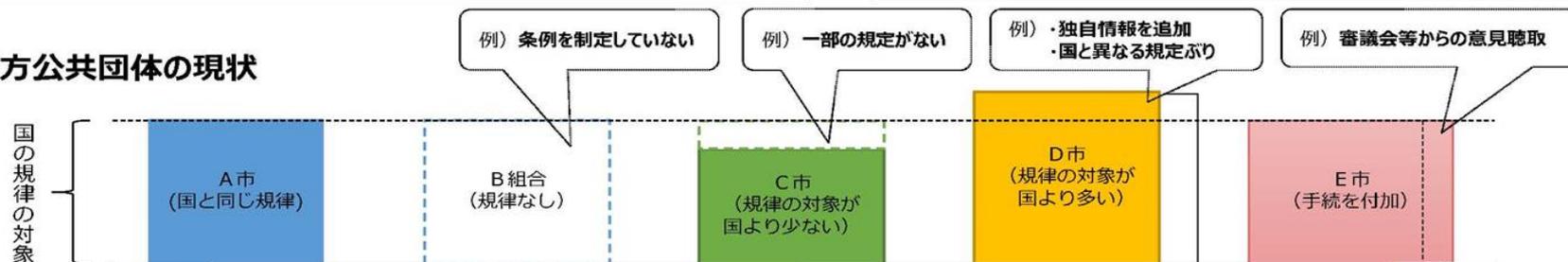
- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

<改正の方向性>

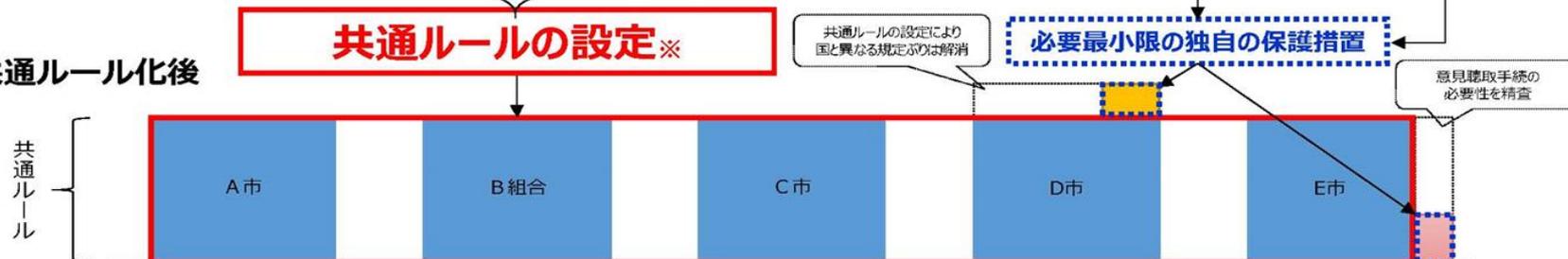
- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な 全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容

例) ・「要配慮個人情報」として保護する独自の情報を追加
・保護のため、必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続きを規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

5.4 読み仮名の法制化の検討

- ・システムにおける氏名の取扱いにあたり、漢字では処理が難しいため、「カナ氏名」があることが望まれるが、現在カナ氏名を公証する公簿は存在しない。
- ・2024年からのマイナンバーカードの海外利用開始にあわせ、公証された氏名の読み仮名に基づき、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記できるよう、迅速に戸籍における読み仮名の法制化を図る。

読み仮名の法制化には課題が

【マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ
第3回2020年9月25日資料3法務省説明資料】

■ 個別の論点

- ・令和元年の戸籍法改正に先立って論点整理を行った法務省民事局が設置した「戸籍制度に関する研究会」においては、平成29年8月、ふりがなを戸籍の記載事項とすることは課題が多いとされた。具体的な課題は以下のとおりである。
 - ① 戸籍に記載する場合に、法的に氏や名の一部となるかを整理する必要がある。
 - ② 字義に全く関係のない読み仮名の取扱いを整理する必要がある。
 - ③ 全国民に一律に読み仮名を付すとした場合には、届出に係る国民の負担が大きく、市区町村の作業量が膨大となることが考えられることから、読み仮名の収集方法について検討する必要がある。
 - ④ 同じ氏の親子や兄弟について異なる氏の読み仮名が届け出られた場合の取扱いを整理する必要がある。

→これらの課題について、法制上・実務上の課題の洗い出しを行い議論を深め、対応方針を提示する。

6.2 マイナンバーカードを活用した自治体と住民による情報の相互活用(健診等情報、電力使用量等)

② 健診等情報のデータのマイナポータル等での閲覧等可能化

(ア) 自治体検診情報等のマイナポータルでの提供

乳幼児健診等情報について、自治体中間サーバーを活用して、2020年6月よりマイナポータルでの提供を開始しており、その他の自治体検診情報(がん、肝炎ウイルス、骨粗鬆症、歯周疾患)について、自治体中間サーバーを活用して、2022年6月よりマイナポータルでの提供を可能とする。

(イ) オンライン資格確認等システムを活用した特定健診情報やレセプト情報等の提供

- ・オンライン資格確認等システムを活用して、2021年3月より特定健診情報、同年10月より薬剤情報について、マイナポータルでの提供を可能とする。
- ・事業主健診情報については2021年3月から特定健診情報として順次提供される40歳以上の労働者の健診情報に加え、40歳未満の労働者の健診情報についても、必要な法制上の対応を行いつつ、保険者を経由して、順次マイナポータルでの提供開始を行う。
- ・上記以外の手術等の情報については、提供するデータ項目の確定など実現に向けた課題を整理し、必要なシステム改修を行った上で、2022年から提供を可能とする。

(ウ) 民間 PHR 事業者と連携したPHR 情報の利活用の促進

- ・保健医療情報の適切かつ効果的に活用できる環境を整備するため、民間PHR事業者として遵守すべき情報の管理・利活用に係る最低限のルールを整理した上で、円滑な情報活用のため、マイナポータルとのAPI連携を促進する。
- ・民間PHR事業者において、ルールが遵守される仕組みを官民が連携して構築する。

6. データの利活用とコスト管理

6.3 病床管理、感染症情報、災害情報等の全国のリアルタイムの情報基盤の整備と公的な数量データのFAX等の利用の見直し

① 病床管理、感染症情報等に関する情報基盤の整備 (HER-SYS、G-MIS 等)

(ア) 医療機関に対し、統一的な ID の付与

2020～2021年度中に、全ての医療機関に対して、多様なシステム間でのデータ連携等が可能となるように、統一的なID を付与し、厚生労働省内で行われている医療機関を対象とした各種調査で使用されているID の名寄せを行い、今後、デジタル庁において整備予定のベース・レジストリ(個人・法人・不動産等の社会の基本的なデータベース)との連携を図る

(イ) 新型コロナウイルス感染症対策における HER-SYS(新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム) を活用した患者情報の一元管理

- ・2020年度より、HER-SYS やG-MIS の運用状況を踏まえ、有事においても効率的な情報収集が実施できるよう課題検証を実施し、全国の感染症情報の基盤整備に向けた検討を進める
- ・FAX や電子メールでのやり取りを削減することなどにより、政府・自治体・医療機関の迅速な情報収集・共有を可能とし、迅速かつ効果的な感染症対策や業務全体の効率化を実現できることを目指す
- ・また、医療機関等からの情報収集が現場の業務効率の低下につながらないよう関連システム間の連携やUI/UX の改善に努める。

(ウ) 医療機関情報の G-MIS による一元管理

- ・様々な情報を医療機関から収集をする際に、現状では「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)」も含めてそれぞれの情報の連携が十分にはできておらず、緊急事態において医療機関の横断的な情報把握に時間がかかるという課題
- ・収集した情報を、自治体等と迅速な情報共有を行うツールとして、新型コロナウイルス感染症対策以外においても、長期的に活用していく
- ・緊急事態において効率的に情報収集、管理を行うために必要なシステム間の連携について順次実装

6. データの利活用とコスト管理

6.3 病床管理、感染症情報、災害情報等の全国のリアルタイムの情報基盤の整備と公的な数量データのFAX等の利用の見直し

② 災害情報等に関する情報基盤の整備（被災者支援のクラウド基盤等）

(ア) 被災者支援に係るクラウド基盤の整備

- ・被災者台帳の作成に必要な医療・介護等の情報に係るシステムとの連携や、被災者支援における被災者台帳の活用
- ・2021年度に、災害時に、住民情報（住基データ等）をはじめとする被災者関係情報を取り込み、それぞれの情報を相互に連携させることにより、被災者関係情報を電子的に確認可能とすること等により被災者への支援の効率化を可能とする仕組みについて、市町村が共同で利用できるクラウド上で構築し、2022年度以降に市町村に展開する。
- ・本システムにより、マイナンバーカードを活用した罹災証明書の電子申請やコンビニ交付も可能とする

(イ) 被災者生活再建支援制度データベース整備

各行政機関の提供する個人向け・行政機関向け生活再建支援制度の情報を集約し、行政機関・被災者それぞれが一元的に入力・検索・参照可能なデータベースを2021年度中に構築する

(ウ) 物資調達・輸送調整等支援システムの高度化

物資調達・輸送調整等支援システムは、災害発生時における国と地方公共団体間の物資支援等に係る業務の効率化を図るために、2020年4月より運用を開始したが、自治体ニーズなどを踏まえた更なる機能強化やユーザビリティの向上が必要

(エ) 被災者再建支援制度の支給申請における添付書類の不要化・電子化

- ・被災者生活再建支援金の支給事務については、2020年7月より住民票関係情報の情報連携が開始されたため、被災者生活再建支援法人に対して申請者がマイナンバーを活用して支給申請を行う場合、住民票の添付が不要となった。
- ・被災者生活再建支援金支給事務の添付書類の省略化・電子化について被災者生活再建支援法人等と調整を行い、更なる添付書類の不要化・電子化を目指す。

当初のマイナンバー制度と自民党政権での拡大・変質の特徴

◆民主党政権下で作られたマイナンバー制度の特徴

- ・仕組み(付番+情報連携+本人確認)+個人情報保護(マイナポータル+個人情報保護委員会)
- ・利用範囲の法定……利用事務は番号法別表第一、情報連携事務は番号法別表第二に限定列挙
- ・行政内部での情報共有を重視……給付付き税額控除、総合合算制度など
- ・主目的は「真に手を差し伸べるべき者」へのきめ細やかで的確な社会保障
「従来、番号制度は、ともすれば高額所得者に対する所得の捕捉といった観点から議論されることが多かったが、今回導入する番号制度は、主として給付のための「番号」として制度設計する」
（「社会保障・税番号大綱」5頁）

◆自民党政権下で本格的にマイナンバー制度の再構築をしようとしている

- ・マイナンバーカードの普及・所持と利活用を重視(⇒2023年3月までに全住民に所持を目指す)
- ・法令で利用が限定されないマイナンバーカード搭載の電子証明書シリアル番号を、マイナンバーの代わりに個人識別IDとして利用し、官民のIDとのひも付ける「脱法マイナンバー」的利用拡大を重視
- ・電子証明書シリアル番号とマイナポータルのAPIによる民間利用拡大・個人情報利活用を目指す
※API=Application Programming Interface アプリを外部結合する仕組み
マイナポータルを個人情報保護の仕組みから個人情報の提供(情報ハブ)の仕組みへ
- ・自助努力と収入と資産に応じた社会保障

・電子証明書シリアル番号利用の保護措置は未整備

「公的個人認証サービスの電子証明書のシリアル番号について、住民票コードと同様の告知要求制限を設けることとし、当該シリアル番号の告知要求制限の具体的な方法その他の保護措置についても引き続き検討していく」（「社会保障・税番号大綱」47頁）